





明石市
水道事業
経営戦略
（素案）





令和８年 11 月
明石市 上下水道局

目次

1. 経営戦略の策定趣旨と位置付け 1
1-1 策定趣旨 1
1-2 計画期間 1
1-3 位置付け 2
2. 水道事業の課題と前回の経営戦略の総括 3
2-1 給水人口・有収水量 3
2-2 水道施設 4
2-2-1 水道施設の配置 4
2-2-2 水源の状況 5
2-2-3 耐震化の状況 6
2-2-4 更新需要（施設や管路の更新費用） 7
2-3 組織・運営 8
2-3-1 組織体制 8
2-3-2 経営の状況 10
2-3-3 危機管理 16
2-4 前回の経営戦略の総括 17
2-4-1 前回の経営戦略における取組目標の達成状況 17
2-4-2 これまでの経営努力 18
3. 総括に基づく課題のまとめ 20
4. 基本理念と方向性 21
4-1 基本理念 21
4-2 方向性 22
4-2-1【安定給水】水源転換による安定水源の確保 22
4-2-2【コスト抑制】実現性を有しコスト抑制につながる計画的管路更新 22
4-2-3【健全経営】安定的に料金収入が確保できるスキームの構築 22
5. 投資計画 23
5-1【安定給水】水源転換による安定水源の確保 23
5-1-1 水源転換による水源計画の最適化 23
5-1-2 水源転換に伴う浄水場の統廃合 24
5-2【コスト抑制】実現性を有しコスト抑制につながる計画的管路更新 26
5-2-1 管路の更新基準年数の見直し 26
5-2-2 管路更新計画の見直し 27

6. 財政計画 29
6-1【健全経営】安定的に料金収入が確保できるスキームの構築 29
6-2 財政シミュレーションモデルの作成 29
6-2-1 収益的収支 29
6-2-2 資本的収支 29
6-3 財政計画の検討 31
6-3-1 投資計画の反映 31
6-3-2 財源確保策の反映 31
6-3-3 その他の条件設定 32
6-4 投資・財政計画のまとめ 33
6-4-1 適正な総括原価の設定 33
6-4-2 採用した投資・財政計画の概要 33
6-4-3 料金体系の検討 39
6-4-4 投資・財政計画の評価 40
7. 行動計画のもととなる基本方針及び施策目標 41
7-1【安定給水】安全・安心な水の供給 41
7-2【コスト抑制】計画的な施設更新 42
7-3【健全経営】事業運営基盤の強化 43
8. フォローアップ 45
8-1 フォローアップ体制 45
8-2 実績の検証方法 45
8-3 関係機関との協議・調整事項 46
9. 資料編 47
9-1 明石市上下水道事業経営審議会 47
9-2 経営指標一覧 48
9-3 用語集 50

1 経営戦略の策定趣旨と位置付け

1-1 策定趣旨

本市の水道事業は、昭和３年に創設されて以来、給水人口の増加や経済発展等に伴う水需要の増加に対応して、複数回の拡張事業を重ね、安全で安心な水道水を安定的に供給してきました。しかしながら、近年は水道施設の老朽化対策や水質対策等に要する費用が増加するとともに、節水機器の普及や給水人口の減少傾向等により、給水収益※が減少しており、経営環境は厳しさを増す一方でした。

このような状況を踏まえ、平成29年３月に「明石市水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」という。）を策定し、明石川河川水を廃止して阪神水道企業団から新規受水を行う水源転換を最重要施策と位置付け、広域連携の推進や水道施設の更新需要の抑制等による健全な水道事業経営に努めてきました。

さらに、この数年で物価高騰や金利上昇等、社会経済情勢が大きく変化している状況を受け、水道事業の健全な経営と適正かつ能率的な運営を行うべく、上下水道事業の重要施策等を調査・審議する諮問機関として、令和６年10月に「明石市上下水道事業経営審議会」（以下「審議会」という。）を設置しました。

この度、今後の水道施設の統廃合や水道料金の改定等、水道事業の経営基盤を強化する方策について、審議会での慎重かつ丁寧な審議を踏まえ、とりまとめられた答申をもとに、経営戦略を改定するものです。

※：以降の青字の用語は、「9-3用語集」にて解説しています。

1-2 計画期間

経営戦略は、図 1.1に示すように、令和９年度から４年ごとに予定している計３回の財政計画期間を包含する令和９年度～令和20年度までの12年間を計画期間とします。

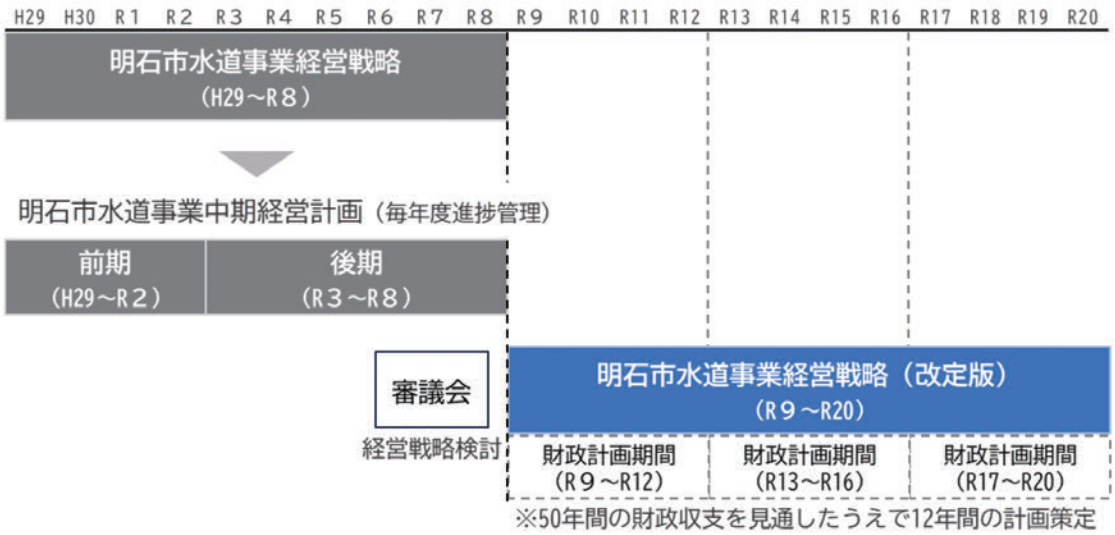


図 1.1　経営戦略の計画期間

1-3 位置付け

経営戦略の位置付けを図 1.2に示します。

本市水道事業は経営戦略を、総務省が策定を要請している「公営企業の経営戦略」、及び国土交通省（令和５年度までは厚生労働省）が作成を推奨している「新水道ビジョン」に準拠するとともに、「兵庫県水道広域化推進プラン」、「明石市SDGs推進計画」を踏まえた最上位計画に位置付けます。

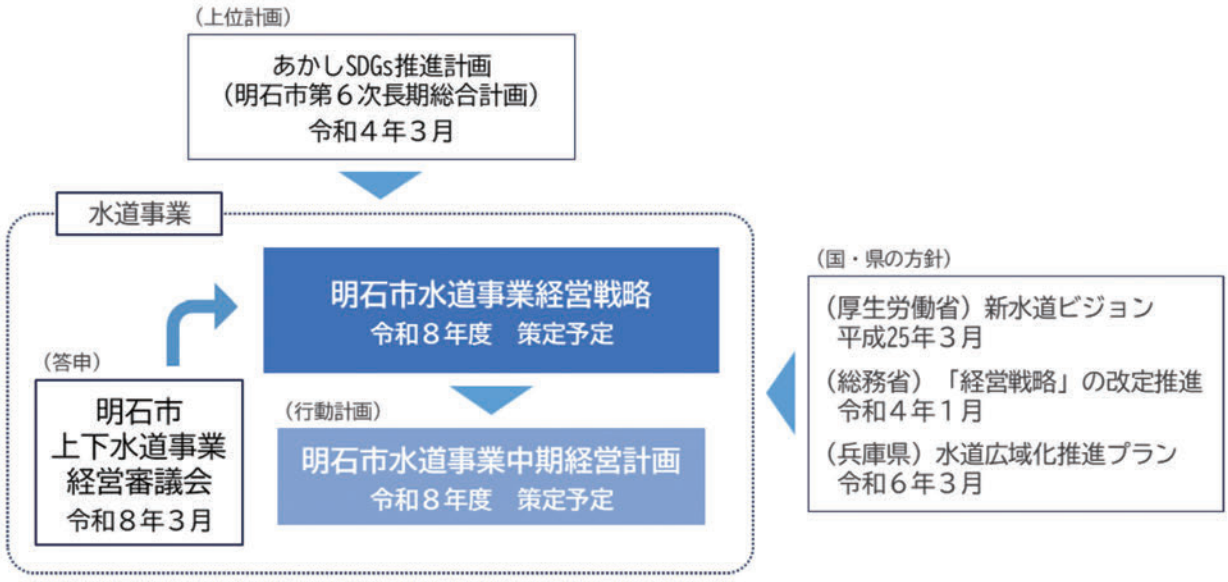


図 1.2　経営戦略の位置付け

経営戦略の
詳細ページは
こちら

2 水道事業の課題と前回の経営戦略の総括

2-1 給水人口・有収水量

給水人口及び有収水量の実績の推移を図2.1に示します。

本市は、充実した子育て支援策等による子育て世代の転入超過で、平成25年度から13年連続で人口が増加しており、近年増加ペースは鈍化しているものの、過去10年間の給水人口は増加しています。

その一方で、生活様式の変化や節水型社会への移行に伴い、有収水量は漸減傾向にあります。

給水人口や有収水量の変化は、水道料金収入に直接的な影響を及ぼすことから、その変化を注視していくことが重要です。

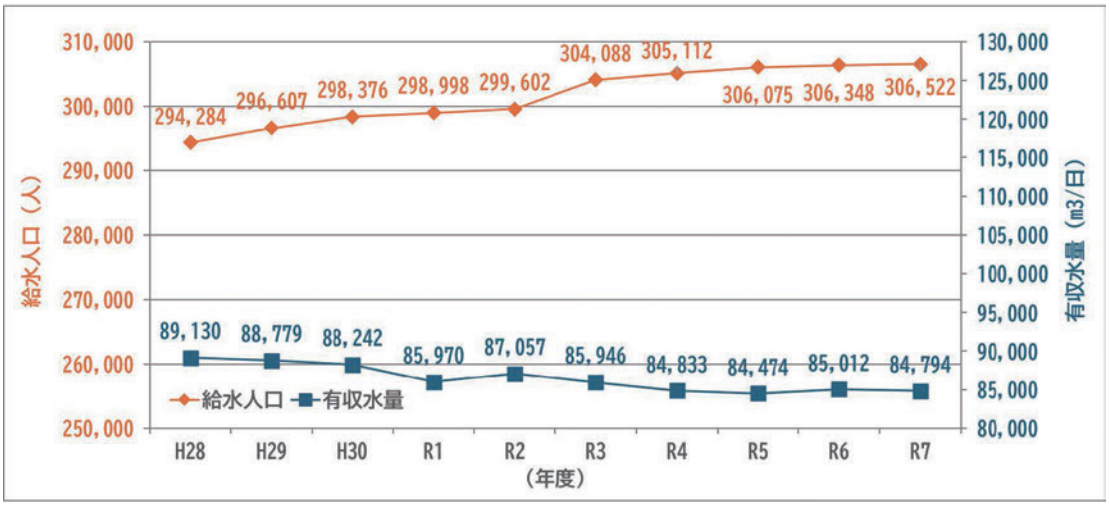


図 2.1　給水人口及び有収水量の実績の推移

2-2 水道施設

2-2-1　水道施設の配置

水道施設の配置を図 2.2に、水道施設の概要を表 2.1に示します。

自己水源である明石川河川水と地下水を 3 か所の浄水場（明石川・鳥羽・魚住）で、浄水処理しています。

加えて、兵庫県営水道（以下「県水」という。）及び阪神水道企業団（以下「阪水」という。）から浄水を受水し、4 か所の配水場から市域に配水・給水を行っています。



図 2.2　水道施設の配置

水道施設の
詳細ページは
こちら

表 2.1　水道施設の概要

項目	施設等の概要
水源	地下水　（さく井45井） 河川水　（明石川） 浄水受水（県水及び阪水）
取水場 貯水池	明石川取水場　（計画取水量52,000m³/日） 野々池貯水池、亀池貯水池（貯水能力1,558,500m³）
浄水場	明石川浄水場（施設能力30,000m³/日、処理方法：急速ろ過＋オゾン・活性炭処理） 鳥羽浄水場　（　〃　51,000m³/日、処理方法：急速ろ過＋生物活性炭処理） 魚住浄水場　（　〃　41,200m³/日、処理方法：急速ろ過）
配水場	東部配水場（10池、容量14,200m³） 中部配水場（ 3池、容量25,520m³） 魚住配水塔（ 8池、容量15,410m³） 西部配水場（ 8池、容量16,900m³）
管路	導・送・配水管（口径75～1,000mm、総延長934km）　※令和7年度末時点

2-2-2　水源の状況

水源は、明石川河川水及び地下水の自己水源と、県水及び阪水からの浄水受水です。これら水源の状況と課題を表 2.2に示します。

県水は、昭和63年度から受水しており、前回の経営戦略に基づく明石川河川水からの水源転換による県水の増量受水が実現し、計画水量（１日最大受水量）は令和６年度から47,650m³/日となっています。

同様の水源転換により、令和７年度から阪水の新規受水を開始し、計画水量（１日最大受水量）は14,400m³/日となっています。

なお、明石川からの河川水取水は、水量・水質ともに不安定であるため、令和10年度を目途に廃止する予定です。

表 2.2　水源の状況と課題（評価結果）

	河川水	地下水	県水（受水）	阪水（受水）
計画水量	52,000m³/日	53,980m³/日	47,650m³/日	14,400m³/日
原水水質特性（県水・阪水は浄水の特性）	PFAS等の検出による水質悪化	一部で塩水化が進行	概ね良好	良好
取水の安定性	貯水池を経由するため、一定量の安定確保は可能	塩水化抑制のため、取水量は現状維持が妥当	少雨等に伴う水源の渇水時は、受水が制限	少雨等に伴う水源の渇水時は、受水が制限
評価	原水の水質悪化により、高度浄水処理に伴う浄水コストが高いため、他水源に切り替え予定	比較的安価に給水できるため、水量を調整しながら取水を継続	受水費が高額であるが、安定的な給水のために必要な水源	受水費が高額であるが、安定的な給水のために必要な水源

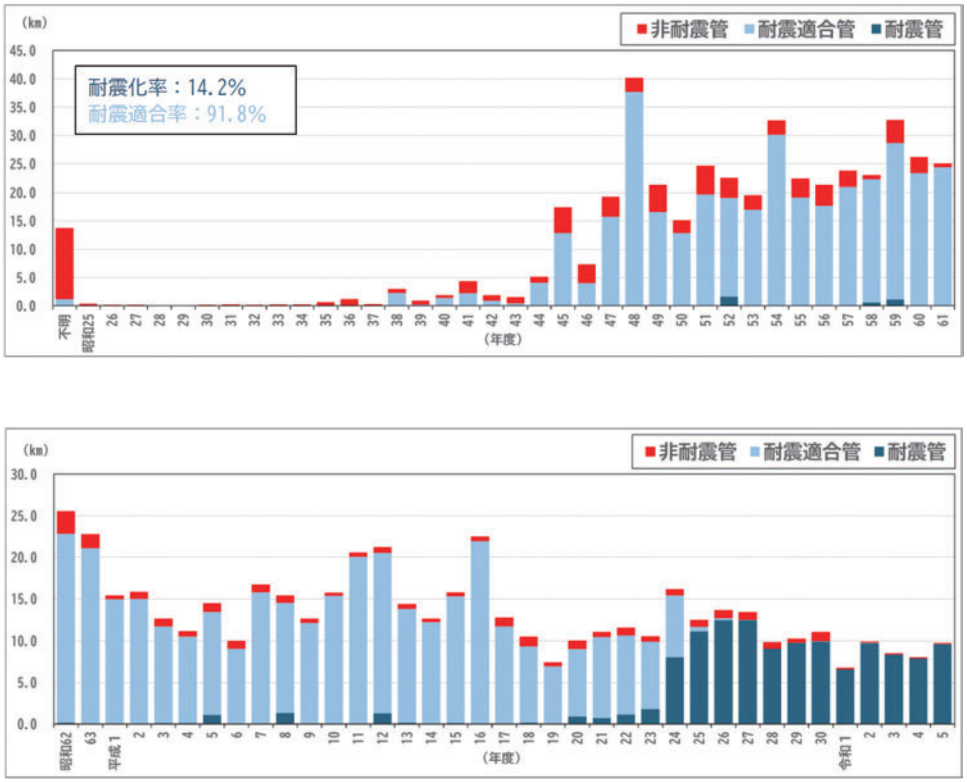
2-2-3　耐震化の状況

管路の布設年度別･耐震性能別延長を図 2.3に示します。

管路総延長のうち、耐震化率は14.2％と低水準にありますが、一定の耐震性が認められる耐震適合率は91.8％と高水準にあります。

浄水施設は46.9％、配水施設は88.5％、ポンプ所は100％の耐震化が完了しています。

病院や避難所等の災害時の重要施設に接続する管路等の耐震化を計画的に推進する必要があります。



※令和６年度策定のアセットマネジメント計画をもとに作成

図 2.3　管路の布設年度別･耐震性能別延長

（昭和25年度～令和５年度、布設年度不明含む。）

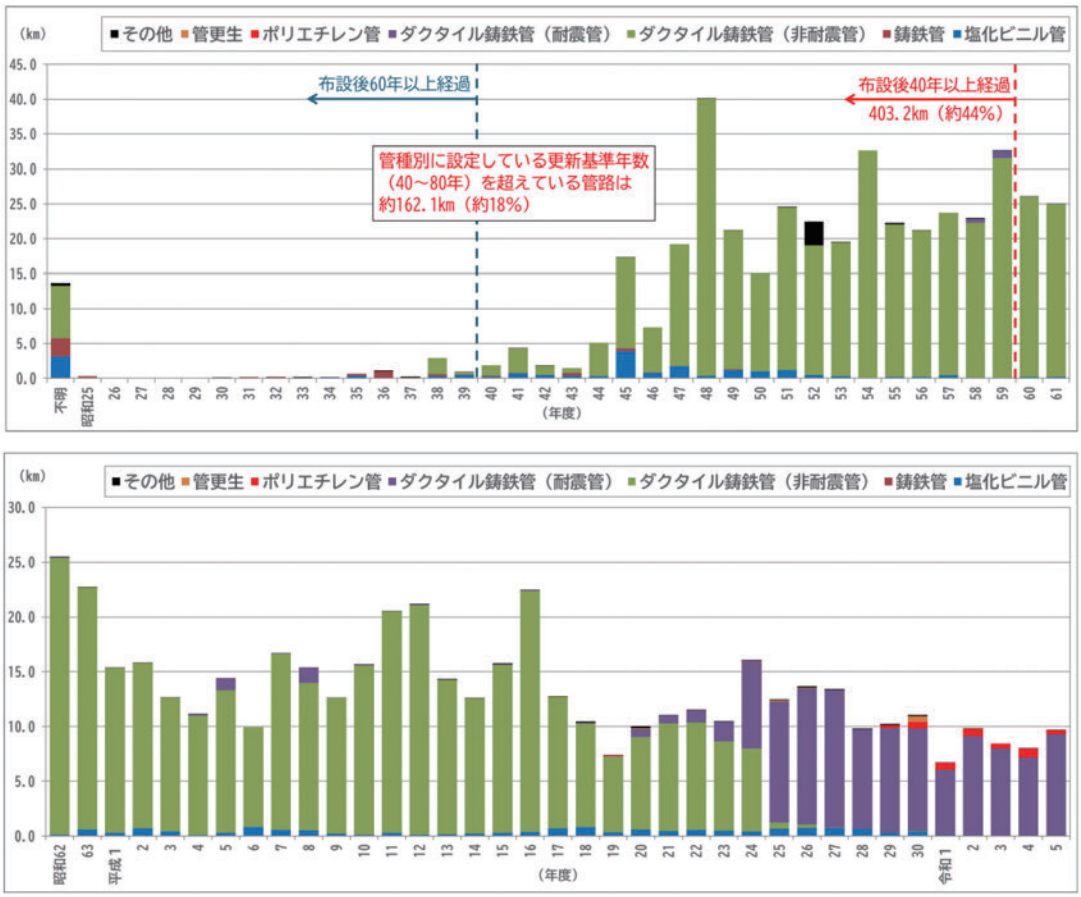
2-2-4　更新需要（施設や管路の更新費用）

管路の布設年度別・管種別延長を図 2.4に示します。

管路を法定耐用年数どおりに更新することは膨大な経費が必要となり困難であるため、本市では更新基準年数（これまでの実績から管種別に利用可能と判断した年数40～80年）を基準として更新対象を選定しています。

これまで、選択と集中による管路の更新を行ってきた結果、全管路延長926kmのうち、法定耐用年数の布設後40年以上が経過している管路は約44％の403.2km、更新基準年数40～80年を経過している管路は約18％の162.1kmです（令和６年度策定のアセットマネジメント計画時点）。

現状の更新ペースでは更新が追い付いていないため、計画的かつ実現可能な更新基準への見直し等が必要となります。



※令和６年度策定のアセットマネジメント計画をもとに作成

図 2.4　管路の布設年度別・管種別延長

（昭和25年度～令和５年度、布設年度不明含む。）

2-3 組織・運営

2-3-1 組織体制

水道事業の職員数の推移を図 2.5に、職員の年齢構成を図 2.6に示します。

令和７年４月に水道局と都市局下水道室が統合した上下水道局に組織が再編され、水道事業は正規職員44名で業務を行っています。

これまで業務の民間委託等を進めた結果、職員数は減少してきましたが、令和元年度以降は、概ね横ばいとなっています。

職員の年齢構成は、45歳以上の中堅・熟練職員が半数以上を占め、若年層の職員が少ない状況となっています。

今後の技術継承や災害対応等の事業継続を考慮すると、人材の有効活用、職員数や官民連携のあり方を真剣に検討する必要があります。

令和８年４月１日時点の組織図は、図 2.7に示すとおりです。

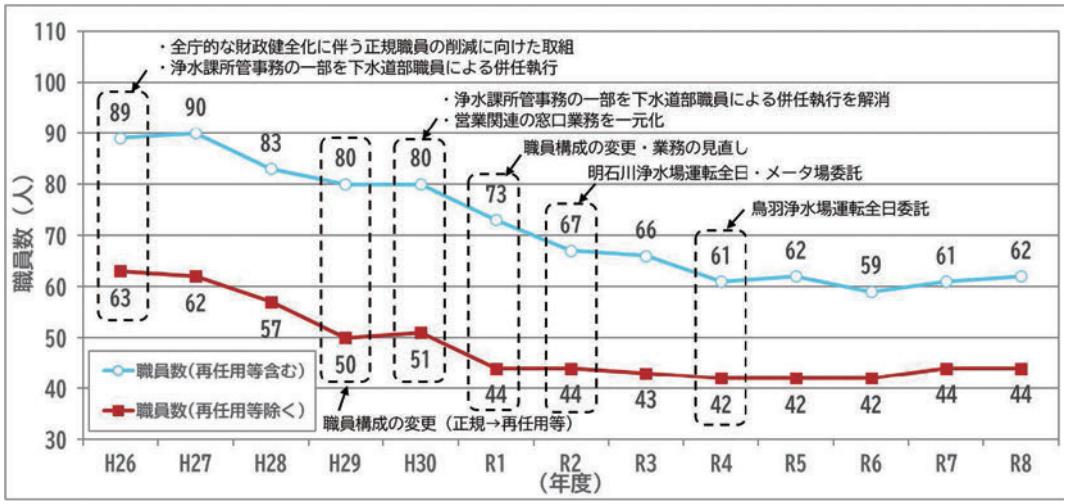


図 2.5　水道事業職員数の推移（管理者を除く、各年度４月１日現在）

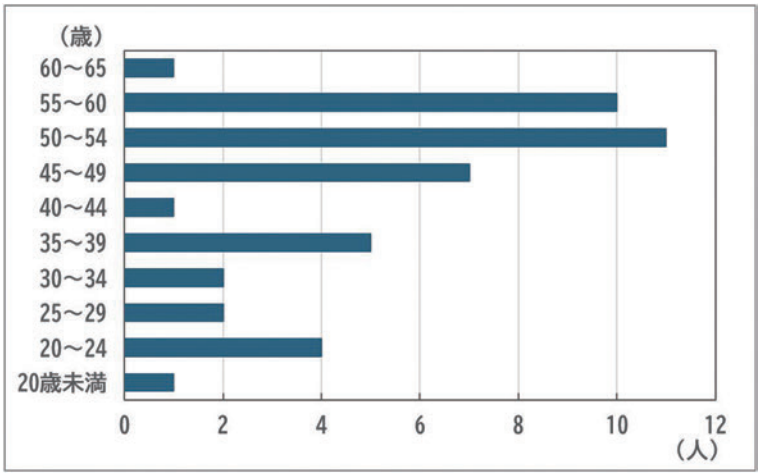
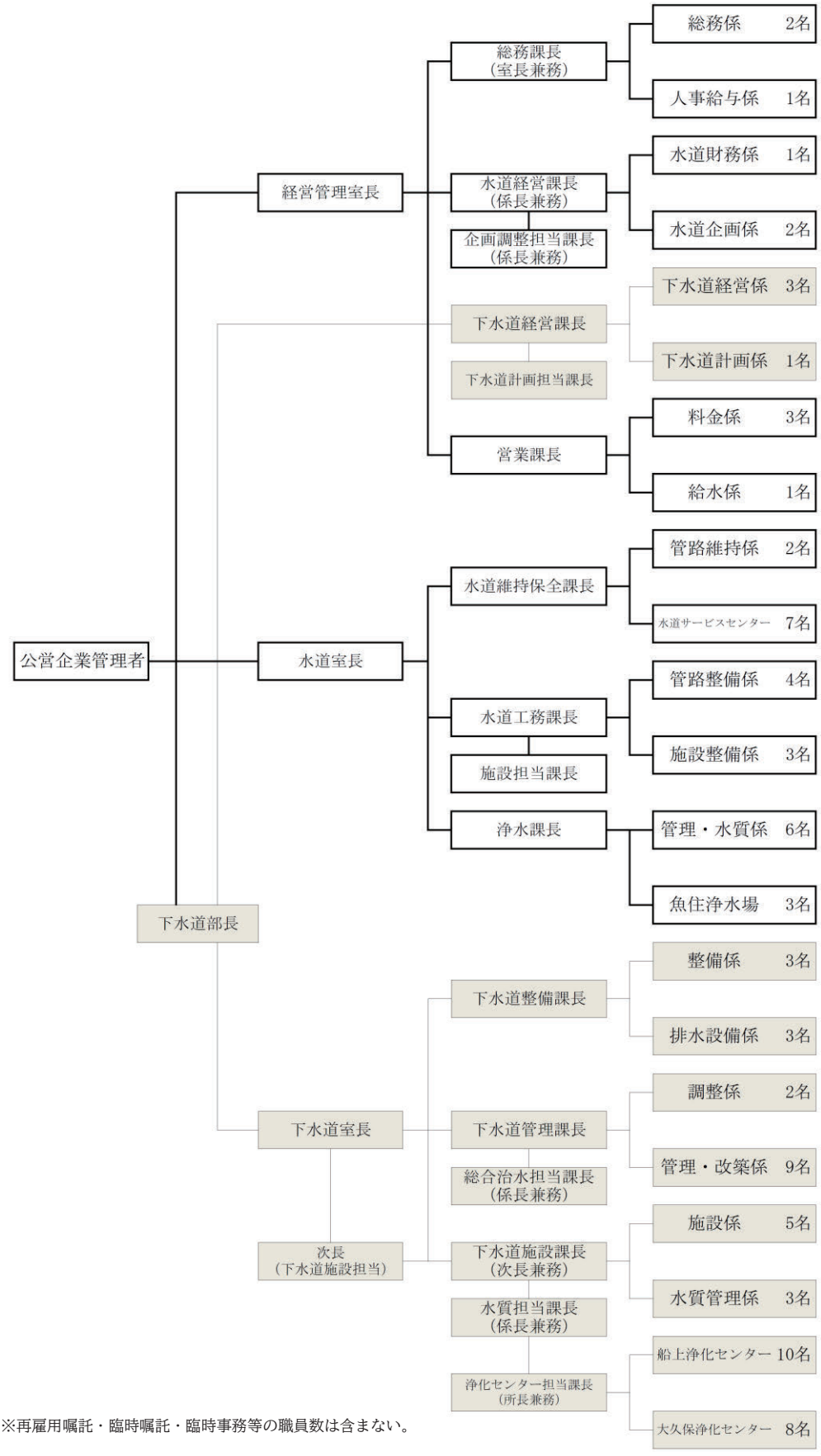


図 2.6　水道事業職員の年齢構成（令和８年４月１日現在）



※再雇用嘱託・臨時嘱託・臨時事務等の職員数は含まない。

図 2.7　組織図（下水道事業含む、令和 8 年 4 月 1 日現在）

2-3-2　経営の状況

(1) 収益的収支・資本的収支

【収益的収支】

収益的収支の推移を図 2.8に示します。

収益的収支は、日々の事業を運営するための取引で、一般家庭での毎月の給料や生活費（食費・光熱費等）を管理する財布に例えることができます。

収益的収入は、平成26年度の会計基準変更による長期前受金戻入を計上しているため、一時的に増えたように見えますが、長期前受金戻入は現金収入を伴うものでないため、これを除外すると、減少傾向で推移しています。

収益的支出は、令和３年度までは人件費や経費等の削減の経営努力により減少していましたが、令和４年度からは物価上昇等の影響により増加に転じています。令和７年度決算においては、純損失は約４億円となり、営業損失は約10億円を計上している状況です。

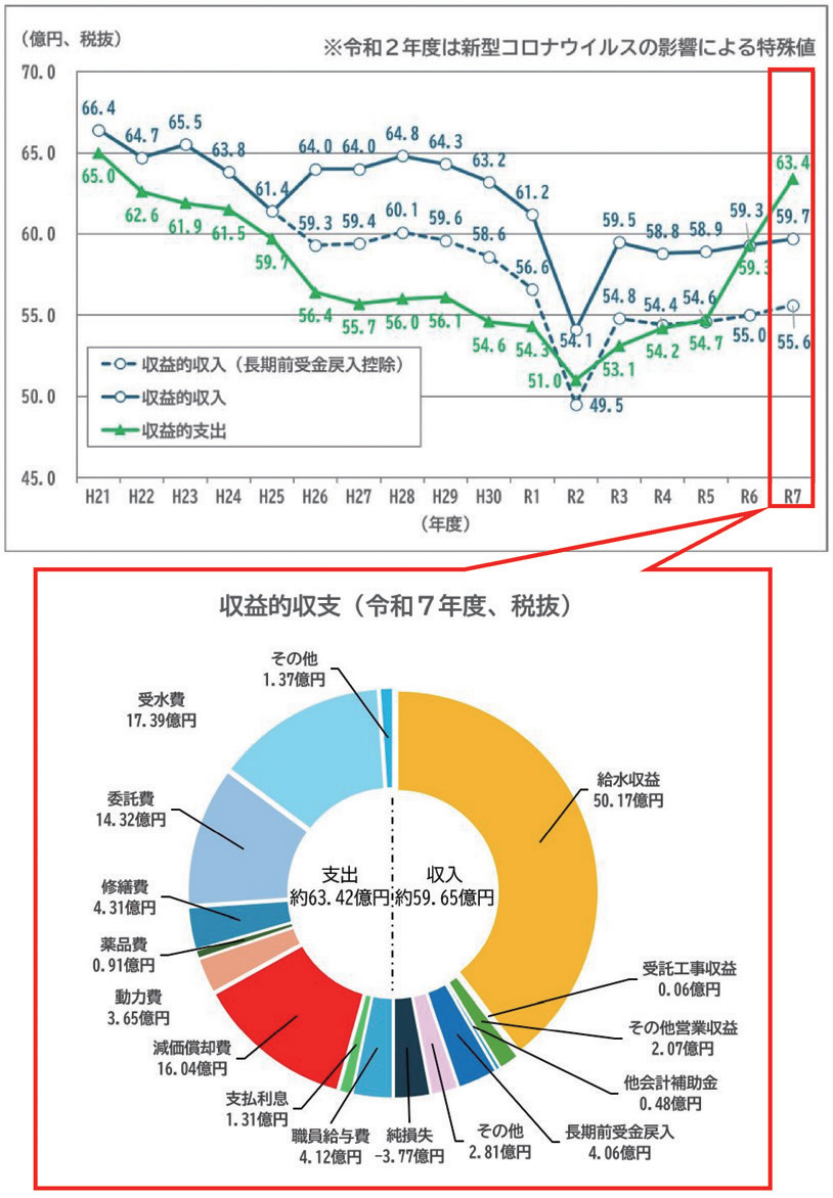


図 2.8　収益的収支の推移

【資本的収支】

資本的収支の推移を図 2.9に示します。

資本的収支は、水道施設の整備や更新にかかわる取引で、一般家庭に例えると、ローン（借入金）により住宅や車を購入する等、長期間使用する物を買うための財布となります。

資本的収入は、平成23年度と平成25年度～30年度までは企業債を借入していなかったため、低位で推移してきましたが、令和元年度から企業債の借入を再開したため、ここ数年は増加傾向となっています。

資本的支出は、企業債の繰上償還を実施した年度で増加する傾向があり、毎年20～30億円程度の支出となっています。なお、令和６年度は連絡管整備やポンプ設備の更新等により、建設改良費が例年と比べて約10億円増加するとともに、阪水加入に伴う約９億円の加入金が発生した影響で約17億円増え、収入に対する不足額が大きくなりました。

この不足分については、資金残高等から補填しています。

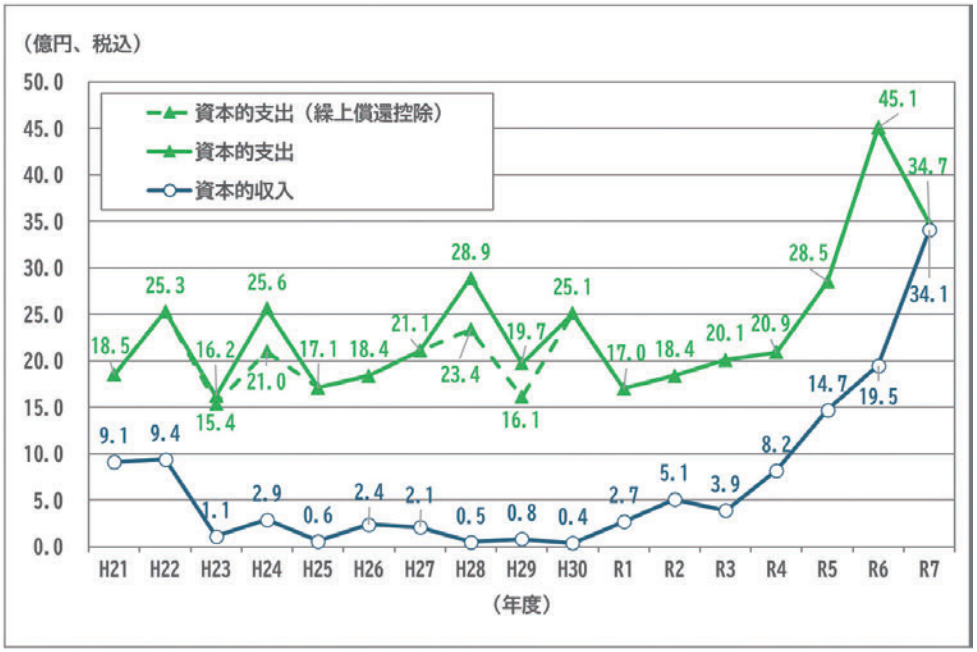


図 2.9　資本的収支の推移

(2) 資金残高・企業債残高

主要な経営指標である資金残高対給水収益比率、企業債残高対給水収益比率を図 2.10に示します。

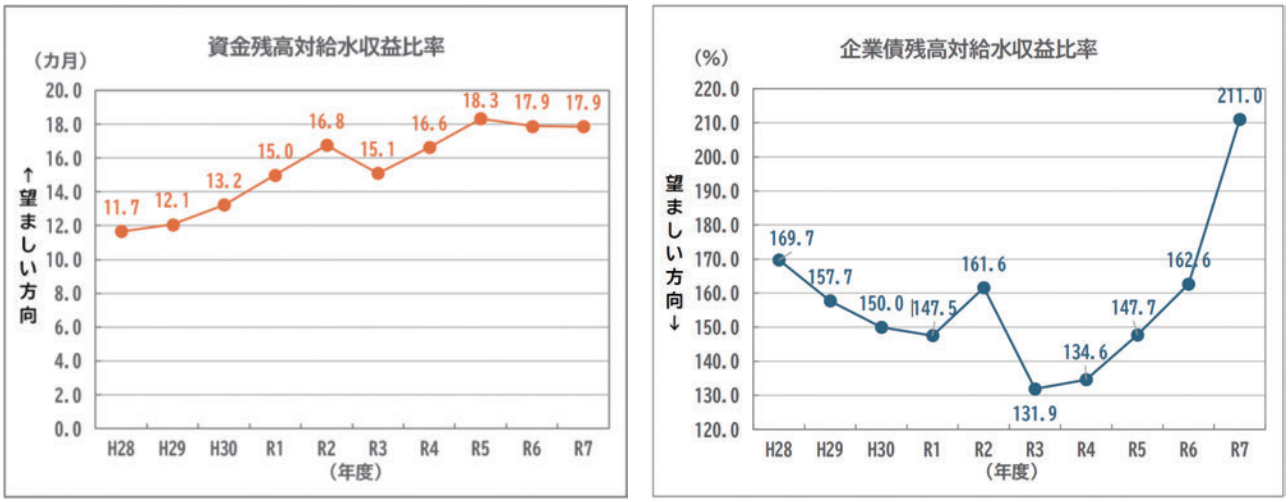
【資金残高対給水収益比率：左図参照】

資金残高は、一般家庭では貯蓄に相当するものです。

資金残高対給水収益比率は、現金や預金等の資金が給水収益の何か月分あるのかを示す経営指標です。同比率は、年々良化傾向にあり、令和 7 年度では約18か月分の資金残高を有しています。しかしながら、今後予定されている施設や管路の更新需要による多額の現金支出に伴い、悪化していく見込みです。

【企業債残高対給水収益比率：右図参照】

企業債残高対給水収益比率は、給水収益に対して企業債残高がどのくらいの割合を占めているかを示す経営指標です。同比率は、給水収益が減少しているなかでも、比較的良好な状況が続いています。ただし、令和元年度から企業債の借入を再開したため、令和 3 年度に底を打ち、増加傾向となっています。



※資金残高対給水収益比率＝（現金・預金＋その他投資）÷給水収益×12か月

※企業債残高対給水収益比率＝企業債残高÷給水収益×100％

図 2.10　主要な経営指標

（3）経営指標

本市の経営状況や施設状況を客観的に把握するため、経営比較分析表を用いて、類似事業体との比較により評価します。

【比較の方法】

本市と同規模である給水人口30万人以上の事業体を類似事業体として、経営指標の比較対象としました。

経営指標には、総務省が示す経営比較分析表に用いる11指標に、独自の指標として「管路の耐震適合率」を加えた12指標を採用します。

表 2.3　類似事業体の一覧（令和 6 年度）

・旭川市	・かずさ水道広域連合企業団	・大津市	・倉敷市
・郡山市	・神奈川県	・豊中市	・福山市
・いわき市	・横須賀市	・吹田市	・広島県水道広域連合企業団
・宇都宮市	・富山市	・高槻市	・香川県広域水道企業団
・前橋市	・金沢市	・枚方市	・松山市
・高崎市	・岐阜市	・東大阪市	・長崎市
・群馬東部水道企業団	・豊橋市	・大阪広域水道企業団	・大分市
・川越市	・岡崎市	・姫路市	・宮崎市
・川口市	・一宮市	・尼崎市	・鹿児島市
・所沢市	・春日井市	・明石市	・那覇市
・越谷・松伏水道企業団	・豊田市	・西宮市	
・千葉県	・愛知中部水道企業団	・奈良市	
・柏市	・四日市市	・和歌山市	（全49事業体）

【比較による評価】

経営比較分析表をまとめた結果を図 2.11に示します。

類似事業体と比較して高水準にあるのは、「②流動比率」、「④施設利用率」、「⑦管路の耐震適合率」、「⑨企業債残高対給水収益比率」等の指標で、これまでの取組の成果である企業債の借入をしなかった時期がある等が要因と考えられます。

その一方で、「①経常収支比率」、「③料金回収率」、「⑥管路更新率」、「⑪有形固定資産減価償却率」、「⑫管路経年化率」等は類似事業体より低水準であることから、管路等の老朽化の進行、管路の更新に必要となる資金や職員の不足、管路更新手法の見直し等が課題として挙げられます。

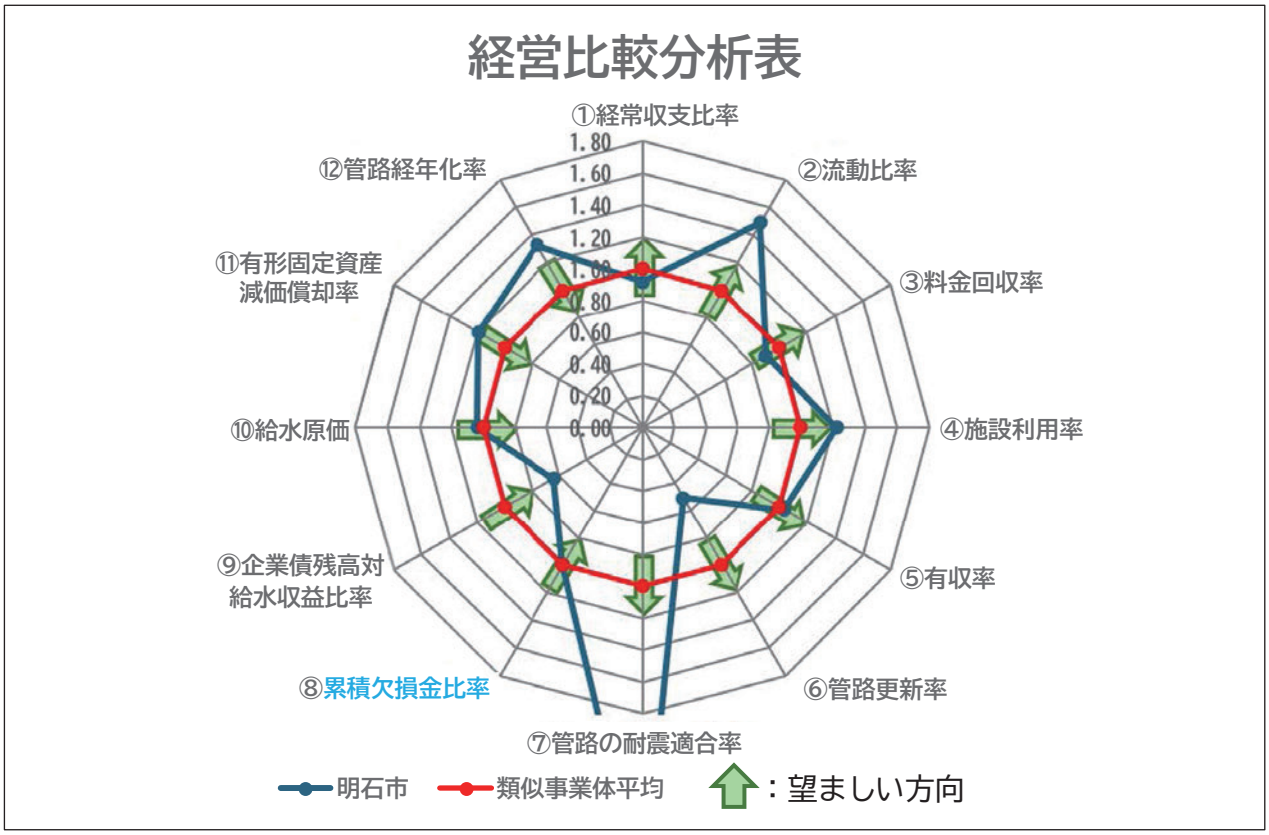


図 2.11　経営比較分析表のまとめ

（指標①～⑦は外向き、⑧～⑫は内向きが望ましい方向）

（4）水道料金

本市における現行の一般用水道料金表を表 2.4に示します。

水道料金体系は、口径別の基本料金と逓増型の従量料金からなる二部料金制を採用しています。加えて、口径25mm以下では、基本料金のみで１か月５m³までを使用できる基本水量を設定しています。

現行の体系は、逓増度が類似事業体に比べて高く、少量使用者の負担が小さいため、負担の公平性に課題があります。

また、図 2.12に示すように、口径25mm以下の５～43m³/月の使用者では、水道料金が１m³の水を作るための給水原価（令和６年度：176.22円/m³）を下回っており、原価割れが発生しています。

さらに、水道料金を算定する際の指針となる「水道料金算定要領」では、基本水量に付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとされています。

表 2.4　現行の一般用水道料金表（１か月、税抜）

メーター口径	基本料金（円/月）	一般用従量料金（円/㎥）						
	一般用	0～5㎥	6～10㎥	11～20㎥	21～30㎥	31～50㎥	51～2500㎥	2501㎥～
25 mm 以下	870	0	10	139	191	254	274	291
40 mm	4,070	139						
50 mm	8,550							
75 mm	15,870							
100 mm	24,930							
150 mm	52,940							

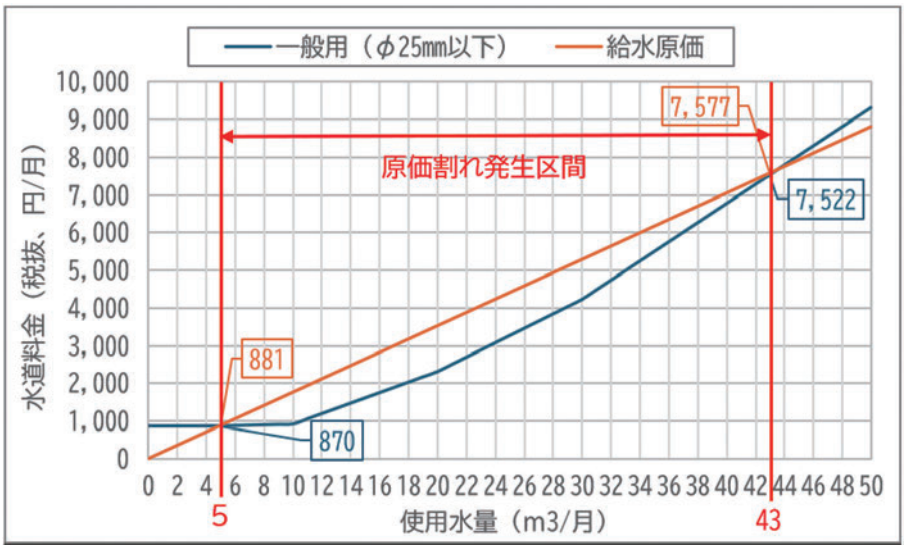


図 2.12　原価割れ発生状況（一般用口径25mm以下）

2-3-3　危機管理

(1) 危機管理体制

「明石市水道事業危機管理計画」に基づき、大規模な水道施設事故及び水質汚染事故が発生した場合に、市民生活の安全に資するため、復旧工事班や水質班等の災害時における班編成を定め、迅速に対応できる危機管理体制を構築しています。

また、日本水道協会や他事業体等の関連団体と支援協定を締結しています。

危機管理体制の詳細ページはこちら

(2) 災害対応

「明石市水道事業応急給水計画」に基づき、災害発生後に被災した水道管等の復旧までの期間において、給水活動を実施します。

災害の初期段階では、浄水場等から給水タンク車等で水を運搬する「運搬給水」を行い、復旧作業が進むと、浄水場・配水場、飲料水兼用耐震性貯水槽が設置されている地域防災公園等が拠点となり、「仮設給水」を中心に対応することになります。

飲料水兼用耐震性貯水槽は、約１万人の飲料水を３日分（１人１日当たり３リットル）確保しています。

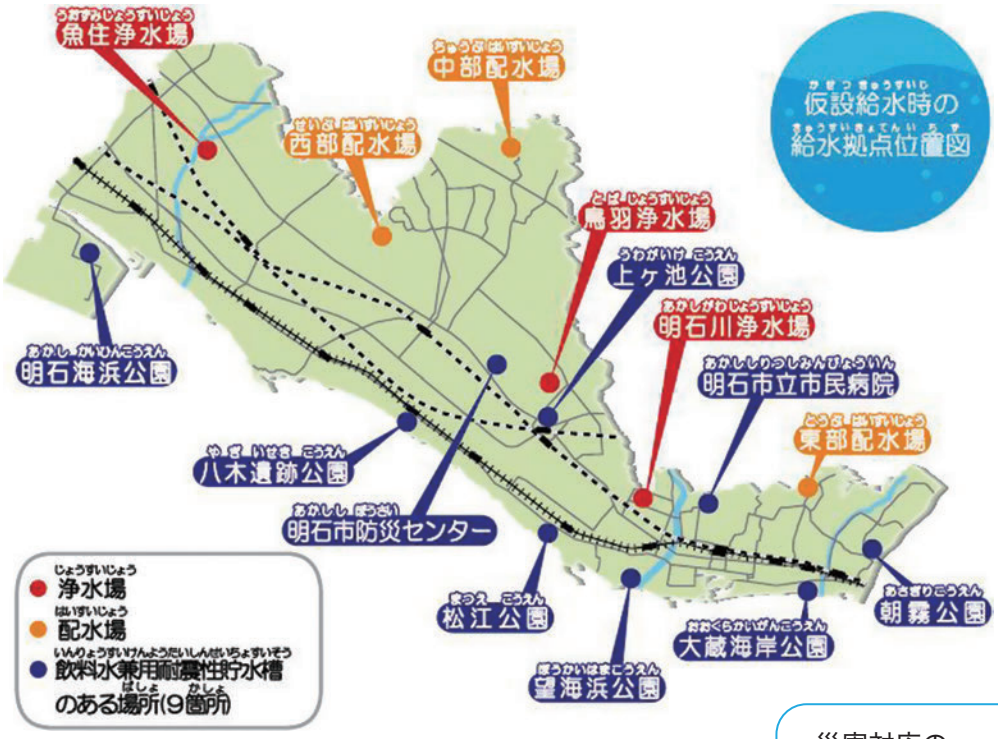


図 2.13　仮設給水時の給水拠点位置図

災害対応の詳細ページはこちら

(3) 災害対策

「明石市上下水道耐震化計画」に基づき、病院や避難所等の防災拠点である市内98の重要施設に対し、災害時における給水確保に向けて配水管等の耐震化を進めています。

災害対策の詳細ページはこちら

2-4 前回の経営戦略の総括

前回の経営戦略の経営方針を実現するための方策として、「明石市水道事業中期経営計画」（以下「中期経営計画」という。）を策定し、定期的に各方策の進捗管理を行いながら、健全な事業経営を継続させるべく、様々な経営努力を実施してきました。

2-4-1 前回の経営戦略における取組目標の達成状況

前回の経営戦略で示された基本方針に基づく、中期経営計画の各施策目標・実現方策に対して、令和７年度における達成状況を表 2.5に示します。

「魚住浄水場の再整備」が「やや遅延」、「料金水準・料金体系の妥当性の確認」が「遅延」となっていますが、それ以外の取組に関しては、「極めて良好」が３件、「概ね良好」が５件となっています。

なお、中期経営計画進捗状況報告書には、年次計画における目標数値と実績数値、進捗評価及び次年度以降の取組等を記載しています。

表 2.5　実現方策ごとの評価（中期経営計画進捗状況報告書（令和７年度実績））

基本方針［３］		施策目標（６）	実現方策《10》	評価
安全	［１］安全・安心な水の供給	（１）浄水水質の適正管理	《１》各浄水場の水質管理	極めて良好 ◎
		（２）給水装置等の適正管理	《２》貯水槽水道設置者への助言	概ね良好 ○
			《３》鉛製給水管の解消	概ね良好 ○
強靭	［２］災害に強い水道の構築	（３）災害に強い水道システムの構築	《４》老朽管更新および耐震管路網の整備	概ね良好 ○
			《５》バックアップ機能の強化	極めて良好 ◎
持続	［３］事業運営基盤の強化	（４）広域連携の推進	《６》新規水源の開拓	極めて良好 ◎
		（５）水道施設の効率的再構築	《７》魚住浄水場の再整備	やや遅延 △
		（６）経営基盤の強化	《８》料金水準・料金体系の妥当性の確認	遅延 ×
			《９》水道料金収納率の維持	概ね良好 ○
			《10》民間活力の活用	概ね良好 ○

中期経営計画の詳細ページはこちら

2-4-2　これまでの経営努力

(1) 健全な水運用体制の構築・維持に関する取組

水源における大きな基盤となっていた明石川河川水では、水質が悪化し、安定的な水量確保が近年厳しくなってきたことから、令和10年度を目途に明石川からの河川水取水を廃止する予定で、大規模な水源転換を踏まえた安全、安心な水の供給に努めています。

水源転換に伴う取水・浄水施設の廃止によって、既存の水源のみでは、現状の配水量を確保することが困難な状況となります。このため、県水の増量受水に加え、阪水への正式な受水協議から３年を経て、令和７年度に阪水の新規受水が実現しました。

図 2.14に示すように、阪水が神戸市に第三者委託を行うことで、阪水から明石市への送水ルートを確保しました。

これらの取組は、老朽施設の更新需要の大幅な削減、脆弱な水源からの解放、長期的な視点における経済有利性を実現することができると考えています。

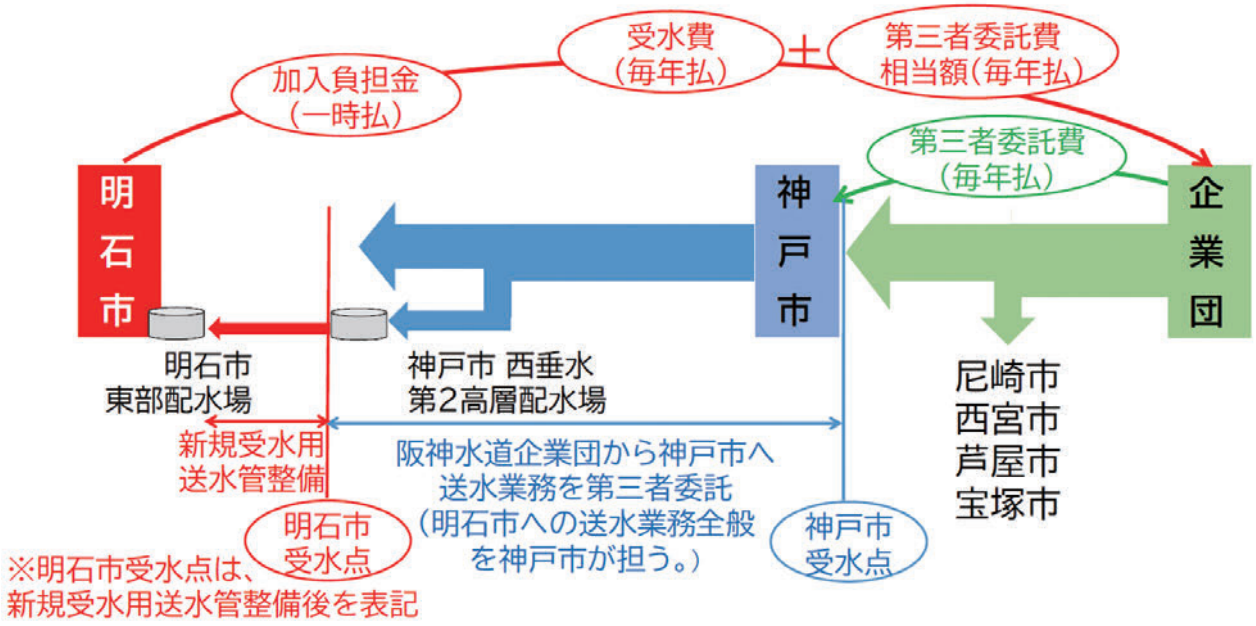


図 2.14　阪水からの新規受水スキーム

（2）安定的な経営基盤の確保に関する取組

①職員や人件費の削減

職員数・人件費と委託費用の推移を表 2.6に示します。

安定した経営基盤の確保を目指し、これまでは職員数の削減により、人件費を抑制するとともに民間活力を積極的に活用してきました。その結果、平成17年度から令和７年度の間で委託費は増加したものの、それを上回る人件費の抑制となり、支出面で効果をもたらしています。

表 2.6　職員数・人件費と委託費用の推移

	H17	R７	差
職 員 数（人）	130	61	▲69
人件費（百万円）	1,163	412	▲751
委託費（百万円）	713	1,432	719

②受水費の抑制

受水量及び受水費の推移を表 2.7に示します。

県水からの受水量が増加したため、受水費の総額は増えているものの、県水受水団体との協力で県水料金の適正化を働きかけた結果、受水単価を抑制することができています。

表 2.7　受水量及び受水費の推移

	H17	R７	差
受水量（千m^3）	8,356	15,444	7,088
受水費（百万円）	1,314	1,739	425
受水単価（円/m^3）	157.3	112.6	▲44.7

③支払利息額の削減

企業債残高と償還額、支払利息の推移を表 2.8に示します。

企業債借入の抑制及び繰上償還を実現することで、元金償還額及び支払利息額を減少させています。

表 2.8　企業債残高と償還額、支払利息の推移

企　業　債	H17	R７	差
残　　高（百万円）	17,603	10,585	▲7,018
償 還 額（百万円）	1,290	601	▲689
支払利息（百万円）	632	131	▲501

3 総括に基づく課題のまとめ

「2.水道事業の課題と前回の経営戦略の総括」における整理結果に基づいて、今後の給水人口や有収水量の減少、原水水質悪化、更新需要の増加及び経営基盤の強化のための水道料金体系の見直し等の課題を抽出しました。

(1) 給水人口・有収水量

給水人口及び有収水量の推計は、将来減少傾向にあり、これに伴い料金収入も減少する見込みです。

(2) 水道施設

明石川浄水場の廃止や明石川取水場の廃止、地下水の塩水化傾向等、水源転換に向けた取組を実施中ではあるものの、現状では安定的な水源が確保できていません。

管路については、前回の経営戦略の更新基準に基づいて、更新工事ができていない状況にあり、類似事業体と比較して、管路の老朽化の進行、管路更新率の水準の低さ等から、管路の計画的な更新ができていません。

(3) 組織・経営

職員の年齢構成は、中堅・熟練職員に対して若年層は極めて少ない状況となっており、今後の技術継承や事業継続を見据えた人材の確保や育成が重要です。

水道料金の改定を過去20年間以上実施しておらず、加えて「近年の物価上昇等に伴う給水原価の上昇」、「一部の使用水量帯で原価割れが発生している水道料金体系」といった課題がある中で、適切な水道料金体系が設定できていません。

このような現状の課題を踏まえ、健全な水道事業経営の継続に向けて、以下の 3 つが主要課題であると考えます。

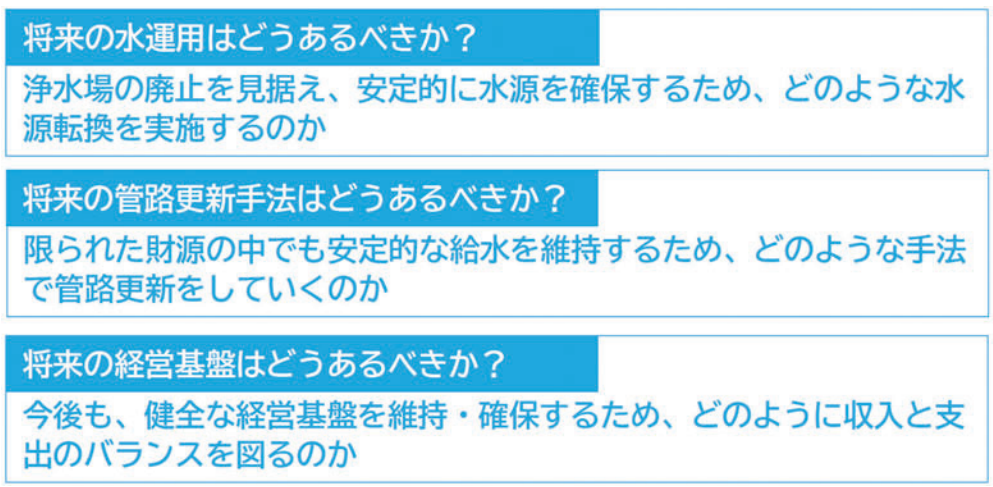


図 3.1　本市が解決すべき 3 つの主要課題

4 基本理念と方向性

4-1 基本理念

前回の経営戦略では、当時計画期間中であった「明石市水道ビジョン」と同じく、「安全・安心・安定でおいしい水の供給をめざして～未来へつながる信頼のライフライン～」を基本理念として位置付けていました。

経営戦略では、水道事業への利用者の要望の変化を取り入れるため、令和３年の京都大学大学院工学研究科の伊藤禎彦教授らが他水道事業者と連携して実施したアンケート調査結果を参考に、以下のとおり需要を把握しました。

①おいしい水より安全・安心・安定な水を要望していること
②これらのためには料金が少々高くても許容する人も一定数いること
③経営基盤を強化して持続可能な経営が望まれていること
④省エネ・脱炭素につながる水道事業経営が求められていること

これらを踏まえ、経営戦略の基本理念として、「未来につなげる明石の水道」を基本理念として位置付けます。

＜経営戦略の基本理念＞
「未来につなげる明石の水道」



4-2 方向性

「3.総括に基づく課題のまとめ」で抽出した３つの主要課題に対し、図 4.1に示すように、安定給水、コスト抑制、健全経営の３つの軸を基本として、今後取り組むべき経営戦略の方向性を定めました。

4-2-1 【安定給水】水源転換による安定水源の確保

将来的な明石川浄水場及び河川水取水の廃止を見据えた県水の増量受水及び阪水の新規受水を踏まえ、将来的な鳥羽浄水場の廃止予定時期を検討し、その中でも将来の水需要を満たす安定水源を確保します。

SDGs
（主な関連目標）



4-2-2 【コスト抑制】実現性を有しコスト抑制につながる計画的管路更新

現在の更新基準では更新が遅れを取っていることから、実現可能な新たな更新基準年数の設定を行います。また、予防保全・事後保全の考え方を取り入れ、コスト抑制につながる最適な更新手法を確立します。



4-2-3 【健全経営】安定的に料金収入が確保できるスキームの構築

現行の水道料金体系の課題を踏まえ、財政シミュレーションに基づく料金水準や、適切な料金体系を検討します。また、水道料金の妥当性の評価を定期的に行う業務とし、４年ごとに値上げ、値下げ、据置の判断を実施します。



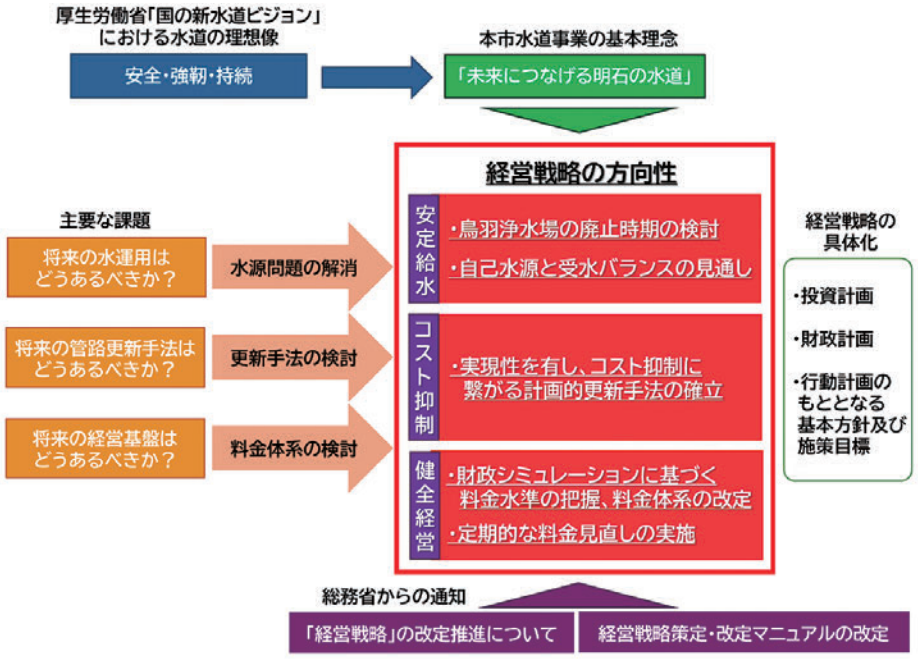


図 4.1　経営戦略の方向性

5 投資計画

経営戦略は、水道施設等の建設投資を考慮した「投資計画」と、その財源を見通した財政シミュレーションを行う「財政計画」に基づいて、収入と支出が均衡するよう効率化や経営健全化の取組方針を踏まえた中長期的な投資・財政計画です。

本章及び次章において、経営戦略の基本理念や方向性を基本として、令和20年度までの今後12年間の「投資計画」、「財政計画」を設定します。

5-1 【安定給水】水源転換による安定水源の確保

5-1-1 水源転換による水源計画の最適化

(1) 水源と浄水場の今後のあり方

水源転換に係る第１段階として、令和10年度を目途に明石川浄水場の廃止、河川水取水の廃止に向けた取組を進めています。

第２段階となる鳥羽浄水場の廃止は、審議会で廃止時期の検討を行い、コスト比較により経済的と判断した令和16年度に廃止する計画とします。

このことから、図 5.1に示すように、将来的に浄水場は地下水を水源とする魚住浄水場のみとなり、残りは県水と阪水からの受水で運営していきます。

このように浄水受水への水源転換を進めることは、課題となっている浄水場への多額の再投資を必要最小限とし、脆弱な水源問題への抜本的な解決策となります。

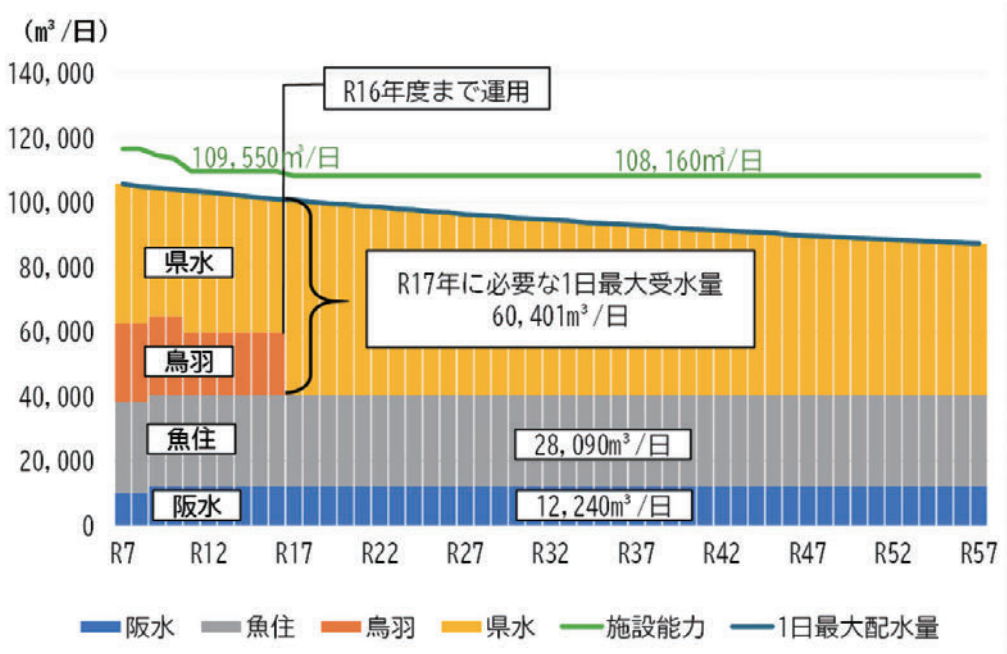


図 5.1　施設(水源)能力と水源割合の推移

(2) 削減される費用

鳥羽浄水場を令和16年度に廃止した場合、設備を更新しながら鳥羽浄水場を継続運用した場合と比べて、令和７年度～26年度までの20年間で約147億円(※)削減できると試算しています。

(※)減価償却費や除却費を除いた浄水場更新費、維持費、受水費の累積費用による試算

5-1-2　水源転換に伴う浄水場の統廃合

水源転換に伴う浄水場の統廃合イメージを図 5.2に示します。これらの取組を推進し、健全な水運用体制の構築を図ります。

(1) 第１段階(～令和10年度)

第１段階では、令和10年度を目途に明石川浄水場の廃止、明石川取水場及び河川水の廃止に向けた取組を進めています。明石川浄水場の廃止に向けて、中部配水場から東部配水場に送水するための連絡管を整備しました。

また、令和７年度から阪水の受水を開始しています。

(2) 第２段階(～令和16年度)

第２段階では、令和16年度に地下水を水源とする鳥羽浄水場を廃止します。

鳥羽浄水場を廃止することにより不足する水量については、県水からの受水量を増量して賄います。

(3) 魚住浄水場の再整備(令和３年度～令和９年度)

魚住浄水場については、昭和38年の開設以降、浄水設備の改築更新を実施できていませんでした。

将来的にも存続する施設であるため、令和３年度以降、構造物の耐震補強、老朽化施設の更新を順次、実施しています。今後も継続して実施し、令和９年度の完成を目指します。

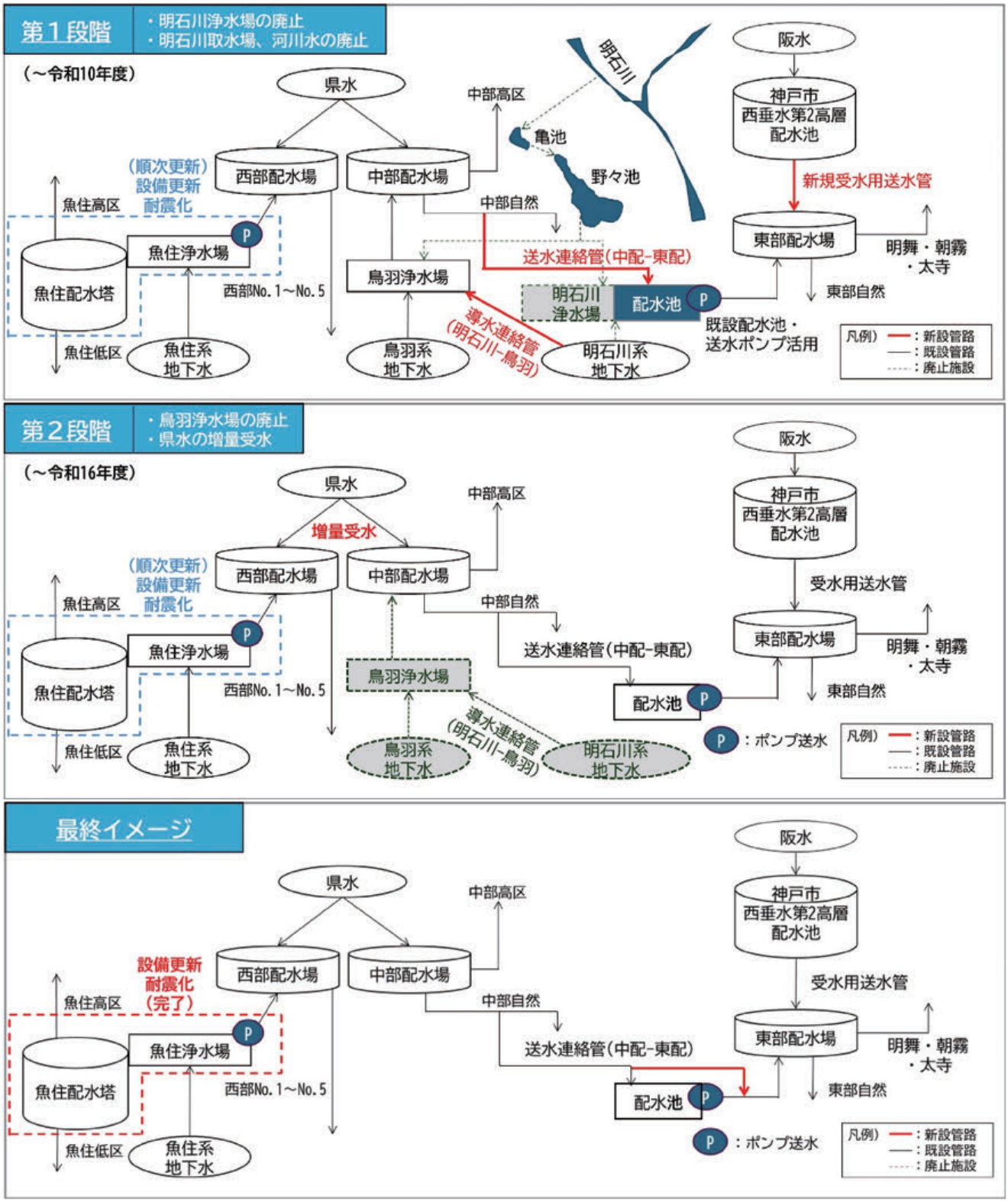


図 5-2　水源転換に伴う浄水場の統廃合イメージ

5-2 【コスト抑制】実現性を有しコスト抑制につながる計画的管路更新

5-2-1　管路の更新基準年数の見直し

今後100年間の平均では、管路を法定耐用年数で更新する場合は年間約25.8kmの更新が必要となり、前回の経営戦略の更新基準年数では年間約13.1kmの更新が必要となります。現在は年間約6.7km（令和７年度、管路更新率0.72%）の更新であるため、更新工事が計画どおりに進んでいない状況です。

今後も老朽管の増加傾向は継続することから、国土交通省（令和５年度まで厚生労働省）発出の設定例に準拠して設定していた前回の経営戦略の更新基準年数に対して、一部見直しを行い、表 5.1のとおり新たな更新基準年数を設定して管路を更新していきます。

表 5.1　新たに設定する管種別の更新基準年数（赤字箇所を変更）

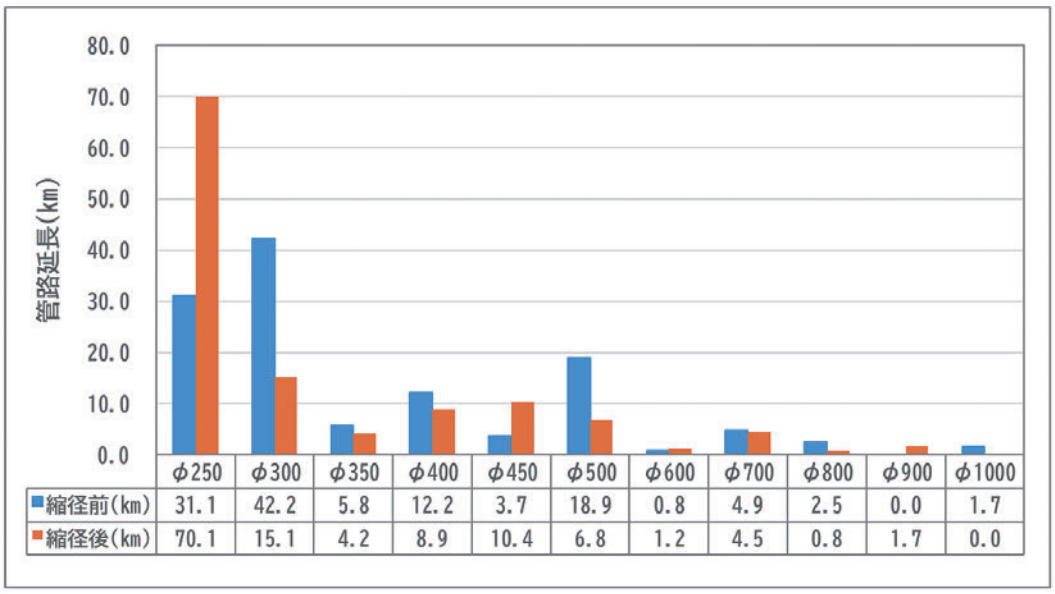
<table>
<tr><th colspan="5">管種など</th><th>更新基準年数</th></tr>
<tr><td colspan="5">塩化ビニル管（VP管）</td><td>40年</td></tr>
<tr><td>S43以前</td><td>鋳鉄管</td><td rowspan="4">直管
内面
モルタル</td><td>異形管
内面防食
無</td><td rowspan="2">ポリスリーブ
被覆無</td><td>40年→50年</td></tr>
<tr><td>S44～S50</td><td rowspan="3">ダクタイル
鋳鉄管</td><td rowspan="2">異形管
内面
エポキシ</td><td>50年→60年</td></tr>
<tr><td>S51～S61</td><td rowspan="2">ポリスリーブ
被覆有</td><td>60年</td></tr>
<tr><td>S62～H24</td><td>80年→70年</td></tr>
<tr><td>H25～</td><td colspan="3">ダクタイル鋳鉄管　耐震継手管
（K形含まない。）</td><td>80年</td></tr>
<tr><td colspan="5">HPPE（ポリエチレン管（PP管））</td><td>60年</td></tr>
</table>

5-2-2　管路更新計画の見直し

(1) 基幹管路のダウンサイジング

今後、更新時期を迎える管路は、水需要の増加傾向を見越して整備されたため、将来的に水需要が低下する見通しを踏まえると、一部の管路では口径が過大となる現象が発生します。そこで、口径300mm以上の中大口径管路を対象として、水需要に応じた口径への見直し（口径のダウンサイジング）を検討しました。

その結果、図 5.3に示すように、縮径前の口径300mm以上の管路約92.7kmのうち、約59.9km（約64％）が１サイズ以上縮径できるダウンサイジングが可能となり、更新費用としては約31億円（約８％）の削減が可能となります。



	φ250	φ300	φ350	φ400	φ450	φ500	φ600	φ700	φ800	φ900	φ1000
縮径前(km)	31.1	42.2	5.8	12.2	3.7	18.9	0.8	4.9	2.5	0.0	1.7
縮径後(km)	70.1	15.1	4.2	8.9	10.4	6.8	1.2	4.5	0.8	1.7	0.0

図 5.3　縮径検討前後の口径別管路延長

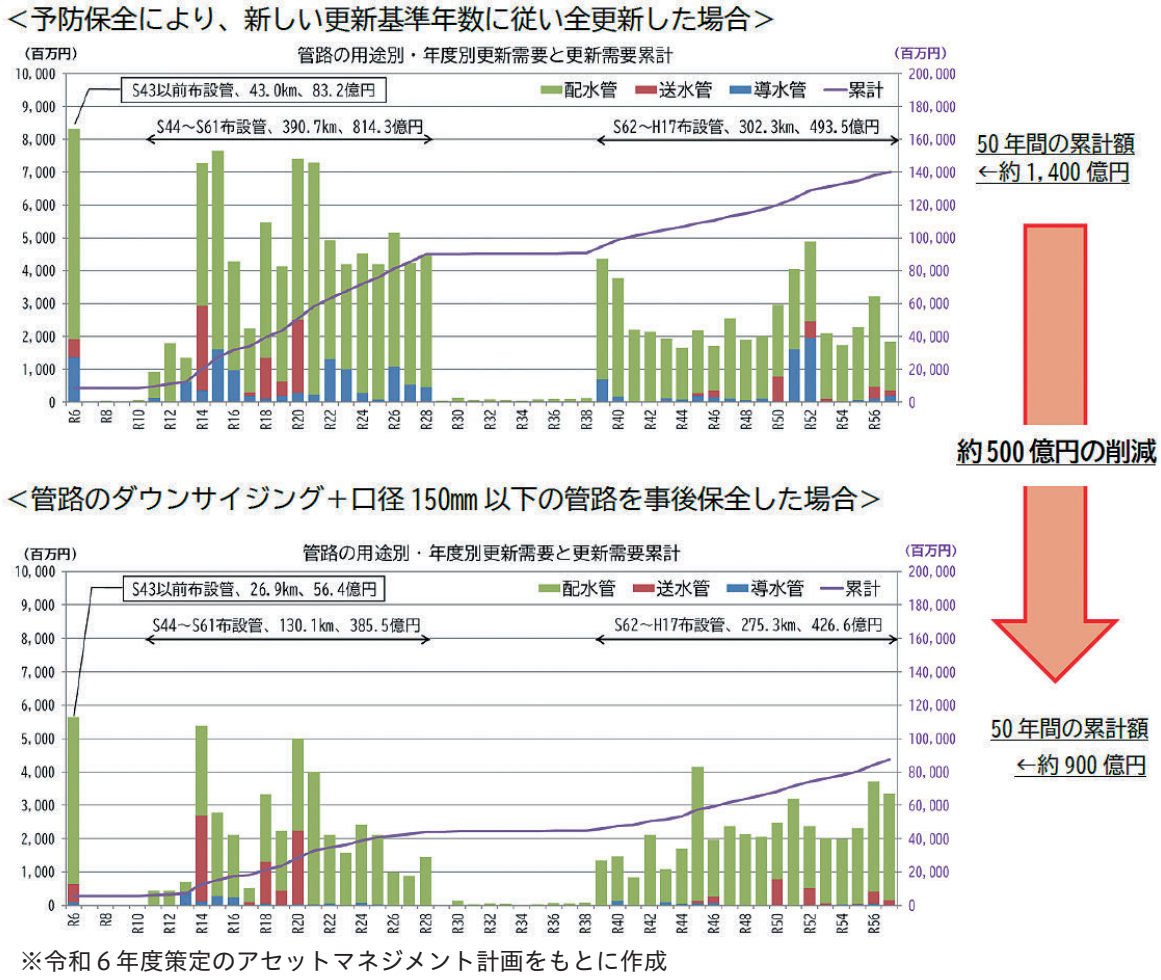
（2）老朽管の効率的な更新

耐震対策として重要な管路については、「明石市上下水道耐震化計画」に基づいて耐震化を進め、それ以外の管路については、老朽管更新に合わせて耐震性の向上を図ります。

この中で、老朽管の増加傾向を踏まえ、これまで以上に計画的に更新していくことが必要となります。また、口径が小さい150mm以下の管路が約８割を占めていることから、これらの管路を効率的に更新する必要があります。

漏水事故等により断水した場合の影響に着目した場合、口径150mm以下ではそれ以上の口径よりも大幅に影響戸数が小さくなります。このことから、口径が大きい基幹管路は予防保全とし、重要度による優先順位が高い管路から更新します。また、口径が小さい150mm以下の末端管路は事後保全とし、修繕をしながら継続利用を図ります。

これにより、図 5.4に示すように、全ての管路を予防保全とする場合よりも、50年間の管路の更新費用を約500億円（約36％）削減できるものと試算しています。



※令和６年度策定のアセットマネジメント計画をもとに作成

図 5.4　更新計画の見直しによる年度別更新需要の変化

6 財政計画

6-1 【健全経営】安定的に料金収入が確保できるスキームの構築

水道事業の経営においては、人口や水需要の減少に伴う料金収入の減少、物価や支払利息の上昇等の事業環境の変化に適切に対応することが重要です。

また、水道法施行規則では水道料金の算定期間は概ね３～５年と規定されていることや、改定検討に要する期間、利用者の世代間の負担の公平性に配慮し、定期的に料金水準及び料金体系の妥当性を評価し、必要に応じて４年ごとに水道料金の見直しを実施します。

これにより、水道事業の長期にわたる安定的な経営基盤の確保を目指します。

6-2 財政シミュレーションモデルの作成

将来の事業運営に必要となる料金収入を把握するため、財政シミュレーションモデルを以下のような条件に基づいて作成しました。

設定したモデルの具体的な前提条件は、次ページの表 6.1に示すとおりです。収益的収支及び資本的収支の将来的なバランスを見通したうえで、事業規模の適正化や料金改定等により、健全な財政を目指します。

6-2-1　収益的収支

水道料金収入の見通しには、将来の人口減少等に伴う水需要の減少を反映することによって、実態に近くなるようにしています。

支出については、これまでの実績を基本とし、浄水場の廃止等に伴う職員の減少や経費の削減、物価や支払利息の上昇、浄水場廃止に伴う受水費の増加を見込んでいます。

6-2-2　資本的収支

水道事業の資本的収入の大半を占める企業債は、目標とする企業債残高の範囲内で、計画的に借り入れを行うこととしています。

支出の大半を占める建設改良費については、水道施設の計画的な更新を行うアセットマネジメントを実施し、物価上昇率を考慮して算出しています。

表 6.1　財政シミュレーションの前提条件

項目				設定内容
収益的収支・税抜	収入	営業収益	給水収益	（年間有収水量）×（供給単価） ・年間有収水量は、水需要予測（中位推計）の値を採用 ・供給単価はＲ５実績にて設定 ・４年ごとに料金値上げを仮定（Ｒ９:21%、R13:13%、R17:15%）
			その他	・R11 までは水道財務係作成の収支見通し※（Ｒ７～R11）を採用 ・R12 以降は R11 の値を採用
		営業外収益	長期前受金戻入	（Ｒ５までの取得済み分）＋（Ｒ６以降の新規発生分） ・R11 までは水道財務係作成の収支見通し※、R12 以降は「財源別予測固定資産明細表（総括表）」より自己財源以外を集計・入力 ・新規発生分は、構造物（58 年）、配管類（38 年）、機械・電気（16 年）、その他（５年）に区分して償却
			その他	・R11 までは水道財務係作成の収支見通し※（Ｒ７～R11）を採用 ・R12 以降は R11 の値を採用
		特別利益		・R11 までは水道財務係作成の収支見通し※（Ｒ７～R11）を採用 ・R12 以降は R11 の値を採用
	支出	営業費用	維持管理費等（人件費を含み、修繕費・受水費を除く。）	（維持管理費等単価）×（年間配水量） ・R11 までは水道財務係作成の収支見通し※（Ｒ７～R11）を採用 ・R12 以降の維持管理費等単価は、物価上昇率２%考慮 ・職員数はＲ８までは 57 人、Ｒ９に▲２人、R10～▲３人 ・明石川浄水場（Ｒ８～）、鳥羽浄水場（R17～）の廃止に伴う削減額を見込む。
			修繕費	・R11 までは水道財務係作成の収支見通し（Ｒ７～R11）を採用 ・R12 以降は R11 の値に物価上昇率２%考慮
			受水費	（県水受水費）＋（阪水受水費） ・県水及び阪水の契約水量は、検討ケースに応じた受水計画値を適用 ・県水及び阪水の受水費は、Ｒ６単価を採用（但し、阪水のみＲ９以降はＲ９単価） ・阪水から神戸市への第３者委託費相当額は 29.1 円/㎥
			減価償却費	（Ｒ５までの既取得分）＋（Ｒ６以降の新規発生分） ・R11 までは水道財務係作成の収支見通し※（Ｒ７～R11）、R12 以降は「予測固定資産明細表（有形と無形）」による。 ・新規発生分は、長期前受金戻入同様、４つに区分して償却
			その他	・R11 までは水道財務係作成の収支見通し※（Ｒ７～R11）を採用 ・R12 以降は R11 の値に物価上昇率２%考慮
		営業外費用	支払利息	（Ｒ５までの既発行分）＋（Ｒ６以降の新規発行分） ・既発行分は、市で把握している償還予定額 ・新規発行分は、償還期間 30 年（元金償還５年据置）、年利率 2.5%で計算
		特別損失		・R11 までは水道財務係作成の収支見通し※（Ｒ７～R11）を採用 ・R12 以降は R11 の値を採用
資本的収支・税込	資本的収入	企業債		（拡張費＋更新需要）×（起債依存率） ・起債依存率は支払利息の総額の増加を考慮して、上限を 40%と設定 ・新規発行分は、償還期間 30 年（元金償還５年据置）、年利率 2.5%で計算
		一般会計出資金・補助金		・R12 までは消火栓設置負担金と広域化推進プランに基づく一般会計出資金の合計値を採用 ・R13 以降は消火栓設置負担金のみを採用
		国庫補助金等		・見込まない。
		工事負担金		・R11 までは水道財務係作成の収支見通し※（Ｒ７～R11）を採用 ・R12 以降は R11 の値を採用
		その他		・見込まない。
	資本的支出	建設改良費		・R11 までは水道財務係作成の収支見通し※（Ｒ７～R11）を採用 ・R12 以降は固定資産台帳等から算出した、検討ケースに応じた建設改良費に物価上昇率２%考慮して計上 ・その他新設工事（物価上昇率２%考慮）
		企業債償還金		（Ｒ５までの既取得分）＋（Ｒ６以降の新規発行分） ・既発行分は、市で把握している償還予定額 ・新規発行分は、償還期間 30 年（元金償還５年据置）、年利率 2.5%で計算
		その他		・阪水加入金は、R6,R7に９億円ずつ合計 18 億円計上 （出資金：10.4 億円、無形固定資産購入費（施設利用権）7.6 億円） ・予備費は見込まない。

※水道財務係作成の収支見通しとは…直近の社会経済情勢を反映した今後５年間の収支見通しについて、令和7年度に水道財務係が作成した内部資料のことです

6-3 財政計画の検討

6-3-1　投資計画の反映

投資計画のうち、浄水場等の施設は、明石川浄水場及び明石川取水場の廃止に加え、鳥羽浄水場は令和16年度に廃止することによるコストの削減を計画に反映しています。その他の施設については、アセットマネジメントに基づいて更新費用を計上しました。

管路は、全てを計画的に更新していきますが、口径300mm以上の管路のうち、通水能力に余裕がある管路は、口径を小さくして更新し、口径150mm以下の管路は、事後保全により更新時期を延伸することによって、コストの削減を反映した計画としています。

6-3-2　財源確保策の反映

水道事業としての収益性を確保し、適正な自己資金を確保しつつ、企業債に依存しすぎない財政計画にする必要があります。また、水道料金の改定率は、利用者間の負担の公平性や利用者の理解を得られる水準を目指しました。

財源確保のために設定した条件は、以下のとおりです。

(1) 資金残高の目安

資金残高は、一般家庭では貯蓄に相当するもので、将来の水道施設の整備や災害時等の水道料金収入が得られないときのために備えるお金です。

過去の大災害における断水解消までの期間を考慮した上で、前回の経営戦略における設定を継続し、料金収入の約６か月分の確保を目標としています。

(2) 新規企業債の発行水準（起債依存率の上限目安）

企業債の借り過ぎに注意するために、新規企業債の発行水準については、建設改良費に対する借入額の比率である、起債依存率の上限を目安に判断しています。

起債依存率の上限を高く設定すると支払利息の総額が増加する一方で、上限を低く設定すると、水道施設を更新等するための財源を捻出するために当面の料金改定率が大きくなります。このことから、財政シミュレーションにて適正な企業債の活用規模を比較検討した結果、40％と設定しています。

(3) 資産維持費（資産維持率）の設定

「水道料金算定要領」において、資産維持費は、給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために事業内に再投資されるべき額と定義され、総括原価に水道施設の建設、改良、再構築等に必要な所要額を含めることとされています。

資産維持費は、水道施設や管路に係る資産に資産維持率を乗じて算出し、資産維持率は、「水道料金算定要領」において３％が標準とされています。

一方で、今回の財政シミュレーションでは、資産維持率３％で資産維持費を算出すると料金改定率が大きくなることが確認されたため、資産維持率を用いる代わりに、必要な所要額として料金回収率100％程度の維持を前提としたうえで、積み上げた建設改良費等から減価償却により内部保留される財源を上回る必要な増額分に基づいて資産維持費を算出しました。

なお、令和９～12年度の料金算定期間と比較して、令和13～16年度の次期料金算定期間では、建設改良費等が増加する見込みであることから、資産維持費を平準化するため、令和９～16年度の８年間における建設改良費等の平均額を賄えるように算出された必要な増額分を資産維持費として設定し、資産維持率を0.6％としました。

6-3-3　その他の条件設定

(1) 企業債の支払利息の設定

企業債の主な借入先となる地方公共団体金融機構では、30年償還（うち５年据置の場合）の金利は近年上昇傾向にあり、令和７年９月19日時点（財政シミュレーション実施時）で機構特別利率は2.7％となっています。

直近の傾向から、今後も上昇していくことも想定されますが、財政シミュレーションにおいては、全期間2.5％として設定しています。

(2) 物価上昇率の設定

消費者物価（生鮮食品を除く総合指数）の動きを図 6.1に示します。

物価上昇率についても、支払利息同様、将来の予測は容易ではありませんが、近年の推移や、内閣府による中長期の経済財政に関する試算の成長移行ケース及び高成長実現ケースの試算値を参考に、2.0％と設定しています。

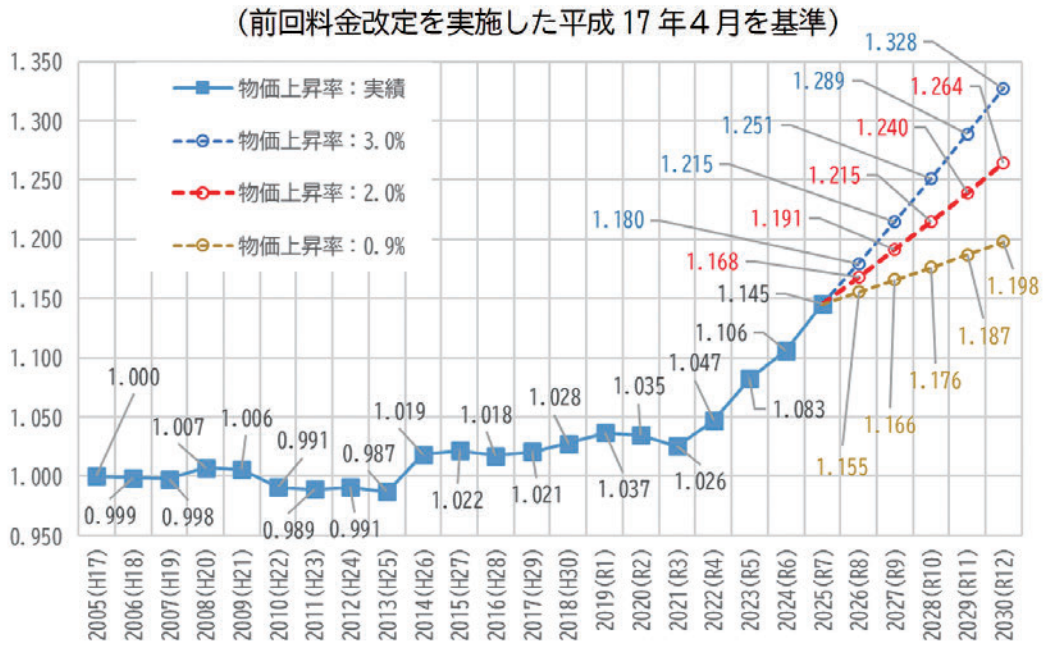


図 6.1　消費者物価（生鮮食品を除く総合指数）の動き

6-4 投資・財政計画のまとめ

6-4-1 適正な総括原価の設定

総括原価の算定に当たっては、財政シミュレーションにより、複数のケースを設定・比較しました。

先の「6-3-2財源確保策の反映」や「6-3-3その他の条件設定」の考え方に基づいて、既存の資金残高の有効活用を図りつつ、令和９年度～12年度における総括原価を設定しました。

これにより、標準とされる資産維持率が３％の場合の料金改定率は35％値上げとなりますが、本検討では算出した資産維持費から資産維持率を0.6％と設定し、料金改定率は21％値上げを採用しています。

6-4-2 採用した投資・財政計画の概要

このような財政シミュレーションに基づいて作成した、投資・財政計画を表 6.2～表 6.3及び図 6.2に示します。

【収益的収支・資本的収支の推移】

収益的収支では、今後の物価上昇等に伴い、支出は増加傾向であるうえ、水需要の減少も見込まれますが、令和９年度に料金改定を実施することで、赤字から黒字に転じる見通しです。ただし、今後の物価上昇等の影響により、給水原価はさらに上昇することが見込まれます。

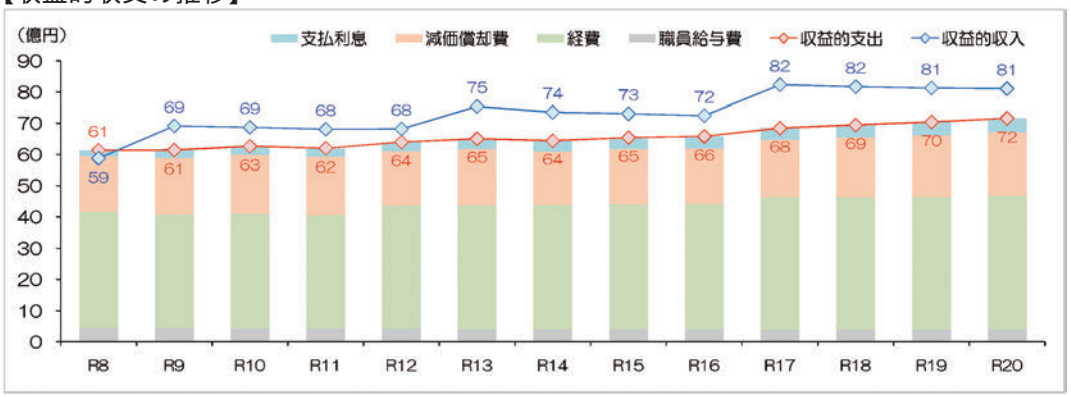
資本的収支では、収入の大半を占める企業債の新規借入額はほぼ横ばいで推移し、令和12年度以降の建設改良費は増加傾向となっています。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額（資本的収支不足額）は、資金残高からの補填により賄うことができています。

【資金残高・企業債残高の推移】

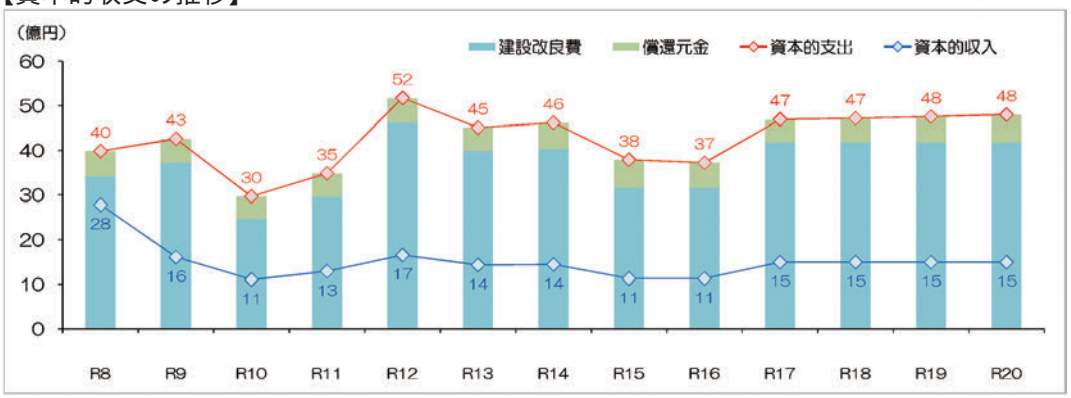
資金残高は、資本的収支不足額の補填額の増加により、令和12年度以降は減少傾向にありますが、令和20年度まで30～40億円で推移しており、目安とした料金収入の６か月分を確保できています。

企業債残高は、増加傾向を示していますが、企業債残高対給水収益比率は、令和９～20年度では230～295％であり、平成12年度以降の最大値325％（平成15年度）を下回って推移する見通しです。

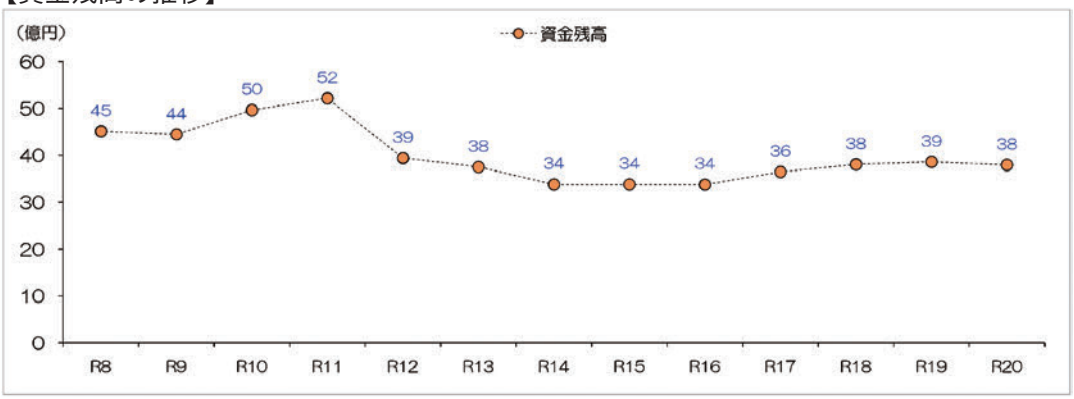
【収益的収支の推移】



【資本的収支の推移】



【資金残高の推移】



【企業債残高の推移】

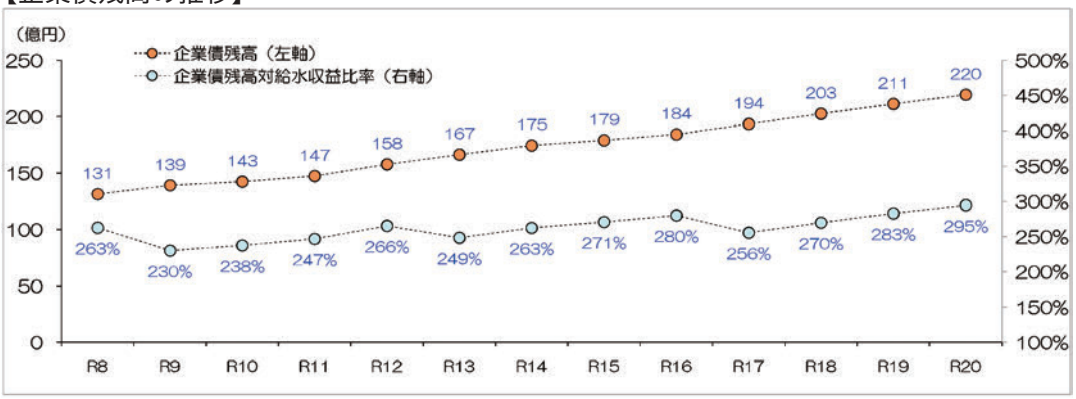


図 6.2　投資･財政計画の見通し

表 6.2　投資・財政計画（収益的収支）

区分 ＼ 年度				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支	収益的収入	1．営業収益	(A)	5,214,693	6,260,970	6,221,953	6,194,628
		(1) 料金収入		4,997,522	6,039,711	5,997,764	5,972,596
		(2) 受託工事収益	(B)	5,209	5,209	5,309	5,309
		(3) その他		211,962	216,050	218,880	216,723
		2．営業外収益		658,254	654,484	650,215	617,038
		(1) 補助金		50,000	50,000	50,000	50,000
		他会計補助金		50,000	50,000	50,000	50,000
		その他補助金					
		(2) 長期前受金戻入		407,609	406,839	406,570	377,393
		(3) その他		200,645	197,645	193,645	189,645
		収入計	(C)	5,872,947	6,915,454	6,872,168	6,811,666
	収益的支出	1．営業費用		5,940,155	5,891,500	5,991,920	5,916,820
		(1) 職員給与費		454,600	442,801	423,687	418,374
		基本給		215,735	209,703	199,913	197,262
		退職給付費		0	0	0	0
		退職手当引当金		35,000	35,000	35,000	35,000
		その他		203,865	198,098	188,774	186,112
		(2) 経費		3,709,703	3,641,315	3,683,306	3,636,985
		動力費		236,886	241,750	246,773	251,959
		修繕費		279,789	260,317	260,937	254,191
		材料費		2,823	2,829	2,834	2,840
		その他		3,190,205	3,136,419	3,172,762	3,127,995
		(3) 減価償却費		1,775,852	1,807,383	1,884,927	1,861,461
		2．営業外費用		199,494	251,194	274,223	285,926
		(1) 支払利息		199,494	251,194	274,223	285,926
		(2) その他		0	0	0	0
		支出計	(D)	6,139,649	6,142,694	6,266,142	6,202,745
	経常損益		(C)−(D) (E)	△ 266,702	772,760	606,026	608,921
特別利益			(F)	191	191	191	191
特別損失			(G)	5,455	5,455	5,455	5,455
特別損益			(F)−(G) (H)	△ 5,264	△ 5,264	△ 5,264	△ 5,264
当年度純利益（又は純損失）			(E)+(H)	△ 271,966	767,496	600,762	603,657
繰越利益剰余金又は累積欠損金			(I)	1,067,214	1,834,710	2,435,471	3,039,128
流動資産			(J)	7,802,138	9,187,095	9,129,591	9,049,214
		うち未収金		0	0	0	0
流動負債			(K)	2,132,840	2,133,898	2,176,782	2,154,759
		うち建設改良費分		0	0	0	0
		うち一時借入金					
		うち未払金		0	0	0	0
累積欠損金比率（$\frac{(I)}{(A)-(B)}\times 100$）							
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額			(L)				
営業収益−受託工事収益			(A)−(B) (M)	5,209,484	6,255,761	6,216,644	6,189,319
地方財政法による資金不足の比率			((L)/(M)×100)				
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額			(N)				
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額			(O)				
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模			(P)				
健全化法第22条により算定した資金不足比率			((N)/(P)×100)				

※資金の不足が生じていない場合は空白表示

（税抜き・千円）

令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度
6,169,460	6,925,673	6,870,989	6,834,607	6,798,665	7,793,260	7,728,846	7,685,226	7,669,503
5,947,428	6,703,641	6,648,957	6,612,575	6,576,633	7,571,228	7,506,814	7,463,194	7,447,471
5,309	5,309	5,309	5,309	5,309	5,309	5,309	5,309	5,309
216,723	216,723	216,723	216,723	216,723	216,723	216,723	216,723	216,723
652,368	616,167	485,770	472,355	446,565	441,387	442,232	443,106	444,128
50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
412,723	376,522	246,125	232,710	206,920	201,742	202,587	203,461	204,483
189,645	189,645	189,645	189,645	189,645	189,645	189,645	189,645	189,645
6,821,828	7,541,840	7,356,759	7,306,962	7,245,230	8,234,647	8,171,078	8,128,332	8,113,631
6,098,812	6,175,178	6,087,687	6,163,570	6,188,471	6,467,062	6,541,972	6,611,800	6,708,233
416,389	416,146	415,904	415,662	415,420	397,645	397,115	396,585	395,791
198,952	198,952	198,952	198,952	198,952	198,952	198,952	198,952	198,952
0	0	0	0	0	0	0	0	0
35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
182,437	182,194	181,952	181,710	181,468	163,693	163,163	162,633	161,839
3,947,688	3,970,830	3,975,943	3,989,744	4,003,290	4,246,532	4,241,762	4,246,807	4,277,188
321,522	325,900	327,437	330,259	332,985	220,730	219,762	220,154	224,238
259,442	264,830	270,359	276,033	281,853	215,838	220,780	225,878	229,713
2,342	2,384	2,426	2,467	2,509	2,551	2,593	2,635	2,697
3,364,382	3,377,717	3,375,721	3,380,984	3,385,943	3,807,414	3,798,628	3,798,140	3,820,539
1,734,736	1,788,201	1,695,840	1,758,164	1,769,761	1,822,885	1,903,095	1,968,407	2,035,255
302,200	332,197	356,203	378,769	392,846	382,585	406,940	430,442	452,595
302,200	332,197	356,203	378,769	392,846	382,585	406,940	430,442	452,595
0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,401,012	6,507,375	6,443,891	6,542,339	6,581,316	6,849,647	6,948,912	7,042,242	7,160,829
420,816	1,034,465	912,868	764,623	663,914	1,385,000	1,222,166	1,086,090	952,802
191	191	191	191	191	191	191	191	191
5,455	5,455	5,455	5,455	5,455	5,455	5,455	5,455	5,455
△ 5,264	△ 5,264	△ 5,264	△ 5,264	△ 5,264	△ 5,264	△ 5,264	△ 5,264	△ 5,264
415,552	1,029,201	907,604	759,359	658,650	1,379,736	1,216,902	1,080,826	947,538
3,454,680	4,483,881	5,391,485	6,150,844	6,809,494	8,189,230	9,406,131	10,486,957	11,434,496
9,062,715	10,019,242	9,773,364	9,707,209	9,625,199	10,939,627	10,855,177	10,798,389	10,778,859
0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,223,634	2,260,583	2,238,530	2,272,730	2,286,270	2,379,485	2,413,968	2,446,390	2,487,585
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,164,151	6,920,364	6,865,680	6,829,298	6,793,356	7,787,951	7,723,537	7,679,917	7,664,194

表 6.3　投資・財政計画（資本的収支）

区分 ＼ 年度			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業債	2,502,485	1,322,381	843,948	1,020,854
		うち資本費平準化債				
		2. 他会計出資金				
		3. 他会計補助金	219,300	223,686	169,793	219,192
		4. 他会計負担金	40,000	40,000	40,000	40,000
		5. 他会計借入金				
		6. 国（都道府県）補助金				
		7. 固定資産売却代金				
		8. 工事負担金	17,340	17,687	47,754	5,412
		9. その他	2,142	2,185	2,229	2,273
		計 (A)	2,781,267	1,605,939	1,103,724	1,287,731
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)				
		純計 (A)−(B) (C)	2,781,267	1,605,939	1,103,724	1,287,731
	資本的支出	1. 建設改良費	3,414,751	3,713,170	2,461,490	2,959,429
		うち職員給与費				
		うち退職手当負担分				
		2. 企業債償還金	568,479	548,406	508,107	525,709
		3. 他会計長期借入返還金				
		4. 他会計への支出金				
		5. その他	0	0	0	0
		計 (D)	3,983,230	4,261,576	2,969,597	3,485,138
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)−(C) (E)			1,201,963	2,655,637	1,865,873	2,197,407
補填財源		1. 損益勘定留保資金	1,201,963	2,655,637	1,865,873	1,877,407
		2. 利益剰余金処分額	0	0	0	320,000
		3. 繰越工事資金	0	0	0	0
		4. その他	0	0	0	0
		計 (F)	1,201,963	2,655,637	1,865,873	2,197,407
補填財源不足額 (E)−(F)			0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)						
企業債残高 (H)			13,142,421	13,916,396	14,252,237	14,747,382
資金残高			4,514,166	4,449,823	4,969,796	5,215,954

○他会計繰入金

区分 ＼ 年度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分		0	0	0	0
	うち基準内繰入金				
	うち基準外繰入金				
資本的収支分		0	0	0	0
	うち基準内繰入金				
	うち基準外繰入金				
合計		0	0	0	0

（税込み・千円）

令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度
1,607,691	1,380,907	1,395,467	1,079,947	1,079,947	1,447,688	1,447,688	1,447,688	1,447,688
0	0	0	0	0	0	0	0	0
40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
5,412	5,412	5,412	5,412	5,412	5,412	5,412	5,412	5,412
2,273	2,273	2,273	2,273	2,273	2,273	2,273	2,273	2,273
1,655,376	1,428,592	1,443,152	1,127,632	1,127,632	1,495,373	1,495,373	1,495,373	1,495,373
1,655,376	1,428,592	1,443,152	1,127,632	1,127,632	1,495,373	1,495,373	1,495,373	1,495,373
4,614,866	3,991,210	4,031,250	3,163,570	3,163,570	4,174,859	4,174,859	4,174,859	4,174,859
558,005	517,777	589,471	623,660	563,194	521,450	546,458	579,412	628,279
0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,172,871	4,508,987	4,620,721	3,787,230	3,726,764	4,696,309	4,721,317	4,754,271	4,803,138
3,517,495	3,080,395	3,177,569	2,659,598	2,599,132	3,200,936	3,225,944	3,258,898	3,307,765
3,077,495	2,760,395	2,417,569	1,979,598	2,039,132	2,720,936	2,185,944	2,358,898	2,507,765
440,000	320,000	760,000	680,000	560,000	480,000	1,040,000	900,000	800,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,517,495	3,080,395	3,177,569	2,659,598	2,599,132	3,200,936	3,225,944	3,258,898	3,307,765
0	0	0	0	0	0	0	0	0
15,797,068	16,660,198	17,466,194	17,922,481	18,439,234	19,365,472	20,266,702	21,134,978	21,954,387
3,942,357	3,752,480	3,385,508	3,385,121	3,381,877	3,648,154	3,805,955	3,859,163	3,796,043

令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0

6-4-3　料金体系の検討

水道料金の算定にあたっては、水道料金体系の課題である以下の３点を改善することを目指して検討を行いました。

今後、「③基本水量の廃止」後においても、全体の料金収入に占める基本料金の割合は、水需要の減少を考慮したうえで、「水道料金算定要領」に基づき、総括原価を分解・配賦する計算方法にて、適正な割合となるよう留意します。

【料金体系の見直しの方針】

①原価割れの改善
②逓増度の緩和
③基本水量の廃止

①原価割れの改善

現在の料金体系では、メーター口径25㎜以下における１か月の使用水量が５～43m³の場合、給水原価（令和６年度：176.22円/m³）を回収できていない現象である原価割れが発生していることから、改善につながる料金体系に見直します。

②逓増度の緩和

現行の逓増度は3.16となっており、中核市の平均と比較して1.5倍程度高く、大口使用者への負担が大きく、公平性に課題を有していることから、緩和につながる料金体系に見直します。

③基本水量の廃止

水道料金を算定する際の指針となる「水道料金算定要領」では、基本水量（料金が発生しない使用水量）を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとされています。

基本料金に加え、使用水量相当の金額を負担していただくことが、公平性を有する水道料金体系となることから、基本水量を廃止します。

6-4-4　投資・財政計画の評価

この投資・財政計画の実施により、経営戦略の計画期間の間は収支の黒字と必要な資金残高を確保できる見通しです。さらに、令和９年度に予定している料金改定により、一部使用水量帯での原価割れの改善、逓増度の緩和等の課題にも対処できています。

また、他事業体との比較評価による事業分析を目的とした総務省が公表している経営比較分析表の項目とは別に、表 6.4に示すように、本市の３つの主要課題に対する取組の達成状況を評価する重要経営指標（KPI）を独自に設定し、その着実な達成を目指します。

表 6.4　３つの主要課題に対する取組の達成状況を評価する重要経営指標（KPI）

	現状（R７）	将来 R12	将来 R16	将来 R20
浄水場の耐震化率	46.9%	46.9%	46.9%	100.0%
管路の耐震化率	17.6%	20.7%	23.5%	26.3%
管路の更新率	0.72%	0.70%	0.70%	0.70%
施設利用率	77.8%	77.1%	75.4%	76.0%
経常収支比率	94.1%	106.6%	110.1%	113.3%
料金回収率	84.8%	99.5%	103.3%	107.2%
給水原価	191.3 円/m^3	196.2 円/m^3	213.4 円/m^3	236.6 円/m^3
供給単価	162.1 円/m^3	195.1 円/m^3	220.5 円/m^3	253.6 円/m^3
資金残高 対給水収益比率	17.9 か月	8.0 か月	6.2 か月	6.1 か月
企業債残高 対給水収益比率	211.0%	266%	280%	295%
逓増度	3.16	1.86	下げる方向	下げる方向

＜重要経営指標（KPI）として選定した考え方＞
浄水場の耐震化率：浄水場の統廃合に伴う耐震性の向上を評価
管路の耐震化率　：管路の更新が計画通りに進捗しているかを評価
管路の更新率　　：管路の更新が計画通りに進捗しているかを評価
施設利用率　　：浄水場の統廃合に伴う施設の効率性を評価
経常収支比率　　：経営状況を評価する一般的かつ代表的な指標
料金回収率　　：水道料金の改定により、必要な経費を水道料金で賄えているかを評価
給水原価・供給単価：料金回収率の算定根拠であり、その数値の原因分析になるため
資金残高対給水収益比率：財政シミュレーションで設定した目標水準の達成状況を評価
企業債残高対給水収益比率：企業債の借入額の妥当性を評価
逓増度　　：本市の水道料金の課題である高い逓増度が改善できているかを評価

7 行動計画のもととなる基本方針及び施策目標

ここでは、国の「新水道ビジョン」に基づき記載すべき内容を踏まえ、経営戦略の具体的な行動計画として、令和８年度に策定を予定している「中期経営計画」のもととなる水道事業の基本方針及び施策目標を設定しました。

主要課題に向けて取り組むべき３つの方向性「安定給水」、「コスト抑制」、「健全経営」に対して以下の３つの基本方針を設定し、基本理念の実現に向け、着実な歩みを進めていきます。



図 7.1　水道事業の基本方針

7-1 【安定給水】安全・安心な水の供給

「安全・安心な水の供給」に向けた基本方針と施策目標は、図 7.2に示すとおりです。

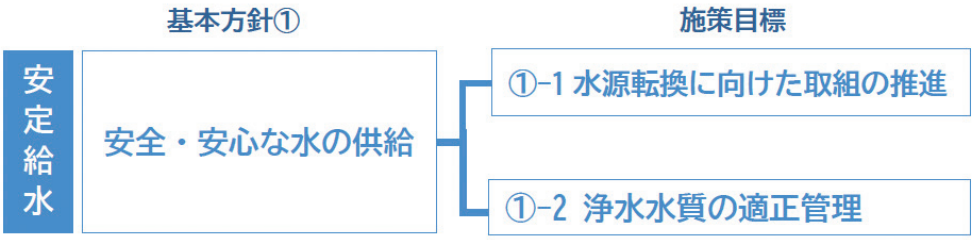


図 7.2　安定給水における基本方針と施策目標

(1) 水源転換に向けた取組の推進

水源転換の第１段階である令和10年度を目途とする明石川浄水場及び明石川取水場の廃止に向けて、必要となる施設整備、関係者との調整等の手続きを進めます。

加えて、水源転換の第２段階である令和16年度に予定している鳥羽浄水場の廃止に向けて、必要となる施設整備等の関係者との調整等の手続きを進めます。

鳥羽浄水場の廃止に向けては、現在の地下水に代わる新たな水源となる県水からの増量受水が不可欠であるため、増量受水に向けた働きかけや調整を行います。

(2) 浄水水質の適正管理

自己水源である地下水は、蒸発残留物や硬度が高いといった特徴を有しています。

魚住浄水場や廃止時期まで運用する鳥羽浄水場においては、水源の特徴に対応した浄水処理を行い、水質基準に適合した安全な水道水を安定的に供給します。

7-2 【コスト抑制】計画的な施設更新

「計画的な施設更新」に向けた基本方針と施策目標は、図 7.3に示すとおりです。

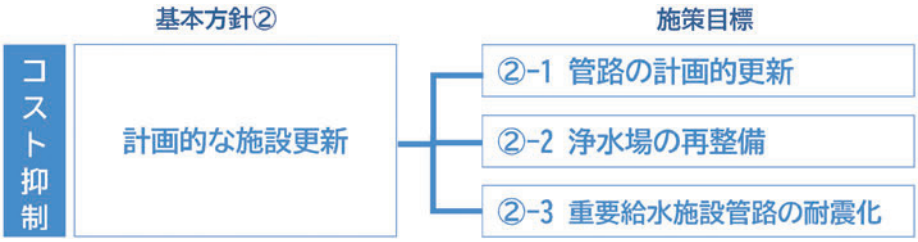


図 7.3　コスト抑制における基本方針と施策目標

(1) 管路の計画的更新

管路布設費が高額となる口径300mm以上の管路については、今後の水需要の減少に応じてダウンサイジングを行い、更新費用の削減を推進します。

また、管路の更新基準年数の見直し、重要度による優先度を考慮した予防保全を実施し、管路の重要度が低くなる口径150mm以下の管路については、見直した更新基準年数をさらに延伸し、修繕にて継続利用する事後保全により、更新費用を削減します。

(2) 浄水場の再整備

水量・水質ともに安定している本市西部の地下水を水源とする魚住浄水場は、昭和38年に開設しました。

今後も継続して安定した浄水処理を行うため、現在、浄水設備の全面的な改築更新を実施しているところです。工事が長期にわたるため、完了に向けて引き続き推進します。

(3) 重要給水施設管路の耐震化

大規模な地震等の災害が発生した場合においても、安全で安定的な給水を確保するため、経年劣化した水道管の更新に合わせた耐震化を計画的に進め、強靭な水道を目指します。

また、「明石市上下水道耐震化計画」に基づき、対策が必要な浄水場や配水池等の急所施設や避難所等の重要施設につながる管路の耐震化を優先して進めます。

7-3 【健全経営】事業運営基盤の強化

「事業運営基盤の強化」に向けた基本方針と施策目標は、図 7.4に示すとおりです。



図 7.4　健全経営における基本方針と施策目標

(1) 水道料金の評価・見直し

健全な水道事業経営を将来にわたり継続し、施設更新等の事業運営に必要となる経費を確保するため、水道料金の評価・見直しを行います。

その際、水道を供給するための給水原価に見合った料金水準を確保するとともに、料金体系については、利用者の負担の公平性につながるよう、継続的な見直しを行います。

そのため、定期的に料金水準と料金体系の妥当性を検証するとともに、必要に応じて、4 年ごとに水道料金の見直しを行います。

(2) 民間活力の活用・人材確保

①民間活力の活用

これまでに業務効率化に向けた取組の一環として、業務委託を通じて民間活力の活用を進めてきました。

業務委託においては、複数年契約や複数業務を包括して発注することや、周辺事業体との業務の共同発注等により、民間のノウハウをより発揮することを目指します。

②人材の確保・育成

近年多発している大規模地震や浸水被害が発生した場合においても、応急給水や早期の応急復旧を可能とするため、必要な人材の維持・確保に努めます。

また、安全・安心な水道水を安定的に供給するための技術や、水道施設の強靭化を図るための技術、健全かつ効率的な経営ノウハウが習得できるよう、計画的な人材育成を推進します。

（3）ＤＸによる効率化･省エネ化

Ａ Ｉ･ＤＸ等の新技術の活用により、業務の効率化や省エネ化を図ります。

職員は単純作業から高度な内容の業務への転換を図り、安全･安心の向上、コストの削減や利用者サービスの向上につなげるとともに、省エネ･脱炭素につながる水道事業経営を目指します。

業務アプリの開発、データ基盤の一元管理、ビッグデータのAI分析による漏水リスク診断等の導入について検討します。

（4）広域連携の推進

令和16年度に鳥羽浄水場を廃止した場合に備え、安全･安心な水道水を安定して市民に供給するため、県水からの増量受水を推進します。

また、周辺事業体との営業業務や水道施設の維持管理業務の共同化や、民間への共同発注等、さらなる事業運営の効率化に向けた取組を推進します。

（5）利用者サービスの向上

本市の公式SNSを活用して、「断水情報」や「水質検査結果」、「イベント告知」を積極的に発信していきます。同時にショート動画等のコンテンツも使用し、親しみやすさや知るきっかけづくりを創出するとともに、利用者目線でホームページの改善を図ります。



図 7.5　水道広報紙「あかしの水道」

8 フォローアップ

8-1 フォローアップ体制

経営戦略のフォローアップ体制及び実績の検証方法として、中期経営計画を策定し、その基本方針・施策目標に基づき、毎年の達成度を評価する進捗管理を行います。

中期経営計画については、経営戦略で予定している３回の財政計画期間に合わせて４年ごとに策定し、10項目の施策目標の進捗状況・達成状況を評価し、達成が不十分なものについては原因を分析し、中期経営計画の策定のタイミングに合わせて、取組の加速に向けた対策の検討や計画の見直しを行います。

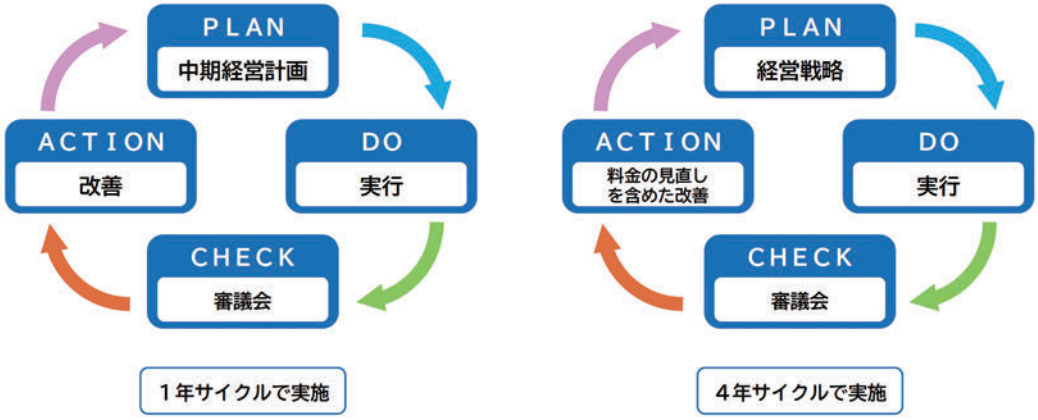


図 8.1　経営戦略のフォローアップ体制（PDCAサイクル）

8-2 実績の検証方法

経営比較分析表に基づく経営指標12項目について、これまでどおり毎年の実績を算出し他市との比較を行うことによって、本市の経営状況や施設状況を客観的に評価します。

加えて、「6-4-4投資・財政計画の評価」において設定した重要経営指標（KPI）についても毎年算出し、計画の達成度を評価します。

8-3 関係機関との協議・調整事項

(1) 県水との受水量増量に向けた協議

令和16年度には、鳥羽浄水場の廃止を予定しており、廃止に伴い県水からの受水量増量が必要となります。このため、県水からの確実な受水量増量の実現に向けて、協議を実施します。

(2) 周辺事業体との広域連携に向けた協議

水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、本市単独では事業の効率性の向上にも限界があると考えられます。

このことから、周辺事業体との営業業務や水道施設の維持管理業務の共同化や、民間への共同発注等、さらなる事業運営の効率化に向けた関係者との協議を進めます。

(3) 市民説明会等による市民参画

経営戦略の策定に向けて、令和 8 年度には、市民説明会を 6 回開催しました。水道事業の概要や経営状況等について説明を行い、幅広い視点から様々なご意見等をいただきました。

今後も、市民説明会等を適宜開催し、経営戦略の内容や今後の水道事業等について、利用者の理解と協力を得ることができるよう努めます。

9 資料編

9-1 明石市上下水道事業経営審議会

経営戦略の改定にあたり、有識者、市民や企業等の利用者からなる明石市上下水道経営審議会に対して、経営戦略の策定について諮問しました。

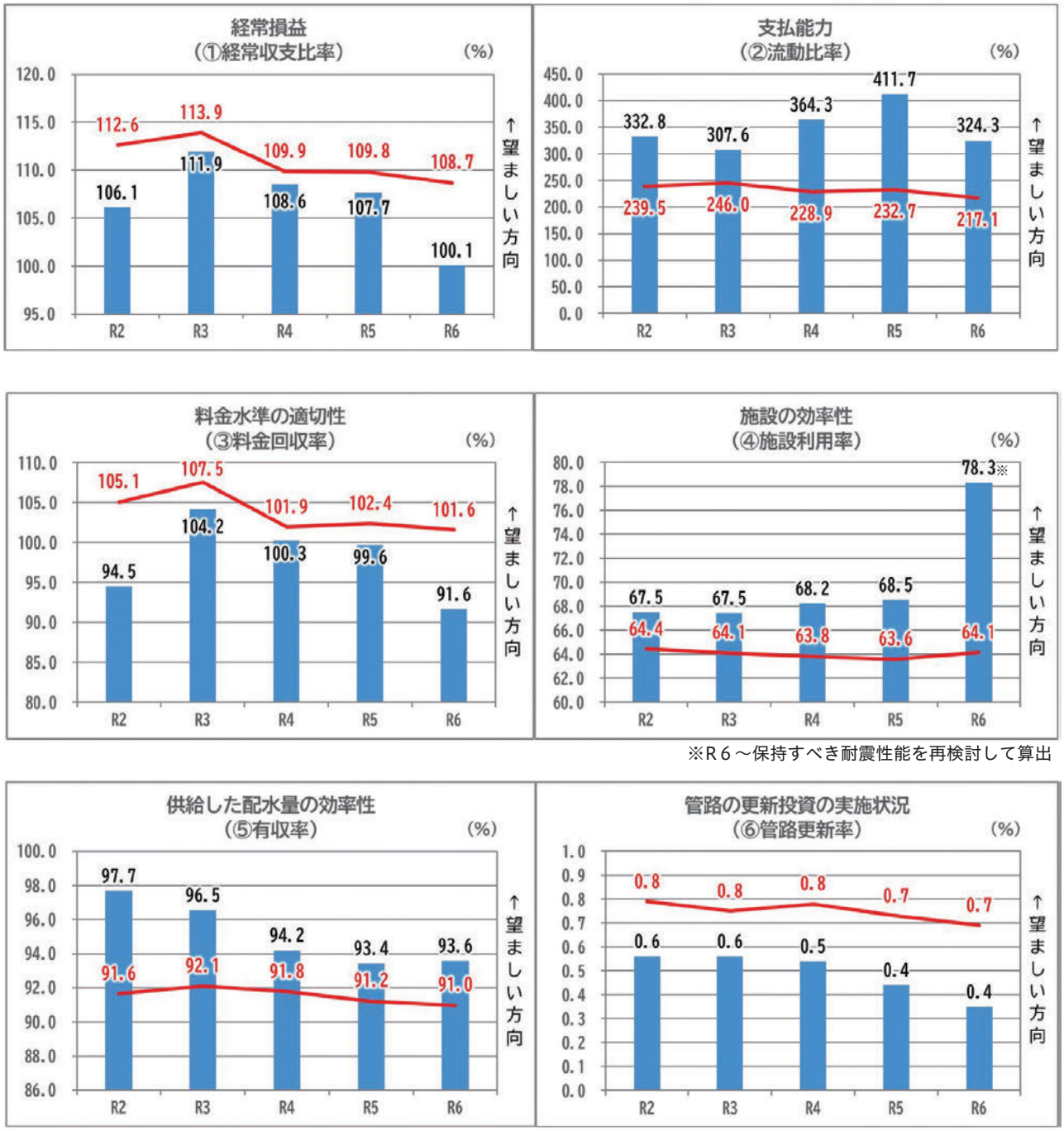
審議会は、1年半にわたり計8回開催され、経営戦略の内容について審議を行いました。そして令和8年3月に、審議会にてとりまとめた答申書が明石市長に提出されました。

表 9.1　明石市上下水道事業経営審議会の審議経過

	開催日	主要な議題
第1回	令和6年10月31日	・明石市長から審議会への諮問 ・水道事業の諮問事項について集中審議することを確認
第2回	令和6年12月16日	・前回の経営戦略の総括 ・水道事業の課題の抽出
第3回	令和7年3月17日	・経営戦略の基本理念と基本方針 ・ハード面の課題に対する対策
第4回	令和7年6月9日	・財政シミュレーションの結果
第5回	令和7年9月2日	・料金体系の検討
第6回	令和7年11月18日	・料金表（案）の検討 ・経営戦略の骨子
第7回	令和8年1月26日	・料金表（案） ・経営戦略及び答申の素案
第8回	令和8年2月24日 ※書面開催	・経営戦略（案） ・答申（案）
－	令和8年3月13日	・答申書手交式

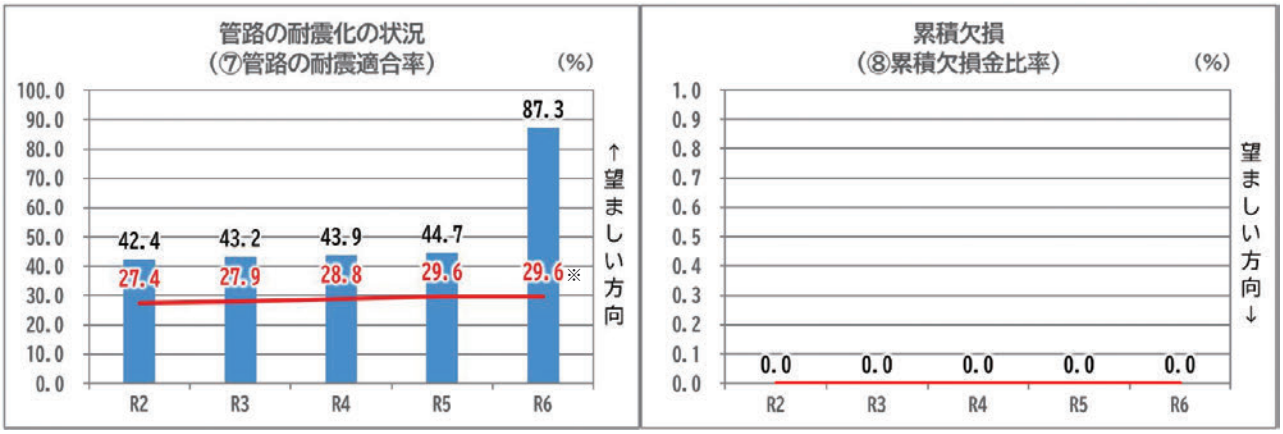
審議会の
詳細資料等は
こちら

9-2 経営指標一覧

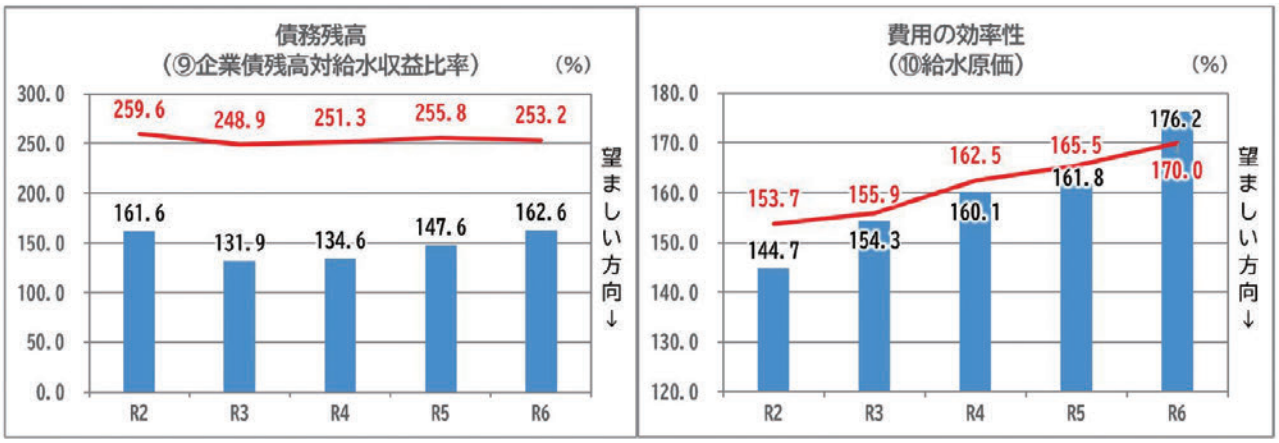


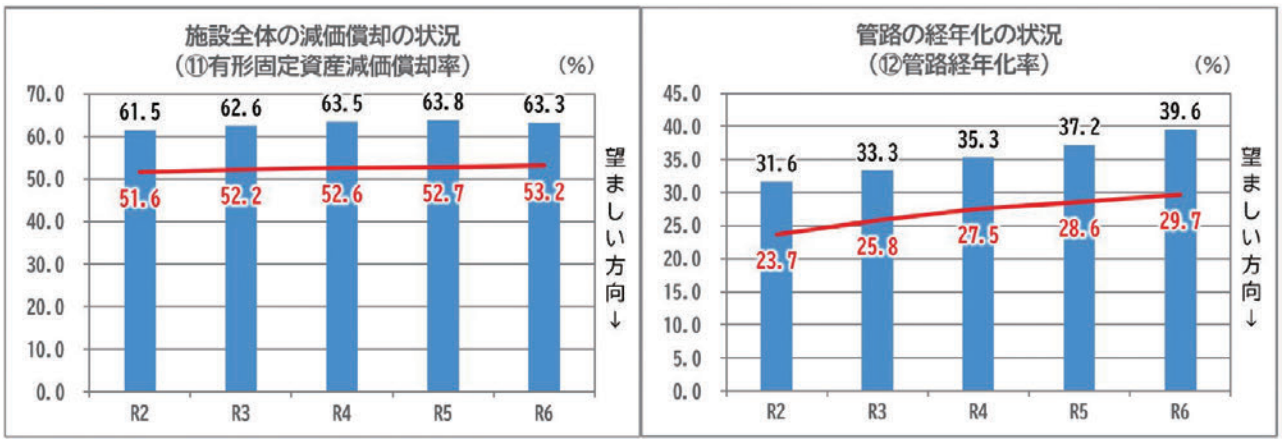
（① ～⑥、青棒：明石市、赤線：類似事業体平均）

図 9.1　経営指標



※R６類似事業体平均はR５数値を仮使用





（⑦～⑫、青棒：明石市、赤線：類似事業体平均）

図 9.2　経営指標

9-3 用語集

アセットマネジメント（あせっとまねじめんと）

水道施設の老朽化や将来の更新需要を見通し、中長期的な観点から、施設の維持管理・更新・財政計画を一体的に進めるための資産管理の仕組のこと。

オゾン・活性炭処理（おぞん・かっせいたんしょり）

オゾンの強い酸化力で有機物・臭気物質・色度成分を分解し、後段の粒状活性炭（生物活性炭）でそれらを吸着・分解する高度浄水処理方式のひとつ。

元金償還（がんきんしょうかん）

借り入れた企業債の元金を返済すること。

管路経年化率（かんろけいねんかりつ）

管路の老朽化度合いを示す。
管路経年化率（%）＝法定耐用年数を経過した管路延長÷管路総延長×100

管路更新率（かんろこうしんりつ）

管路更新率（%）＝当該年度に更新した管路延長÷管路総延長×100

企業債（きぎょうさい）

地方公営企業が行う建設・改良等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。

企業債償還金（きぎょうさいしょうかんきん）

借り入れた企業債について、償還計画に基づいて支払う元金の返済額のこと。

企業債の繰上償還（きぎょうさいのくりあげしょうかん）

水道施設の建設・改良等の財源として借り入れた企業債の償還期限を、当初の予定より前倒しで返済すること。企業財政の状況や金利動向に応じて、償還期限を短縮して早期に返済することで、利息負担の軽減などを図る。

起債依存率（きさいいぞんりつ）

水道施設の更新、再構築に必要な資金のうち、地方債（企業債）に依存する割合を示す。起債依存率が高いほど、事業運営における借入金の比重が大きく、将来の返済額（元金と利息）の増大につながる。

基本水量（きほんすいりょう）

水道料金の基本料金に含まれ、基本料金の範囲内で利用できる水量のこと。この水量の範囲内での使用には従量料金がかからず、利用者は定額料金のみで水を使うことができる。

基本料金（きほんりょうきん）

水道料金体系の二部料金制において、水道水の使用量と関係なく定額で徴収する料金部分のことをいう。使用量に応じて徴収する従量料金との合計額が水道料金となる。

給水原価（きゅうすいげんか）

有収水量１ｍ^{3}当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標。

給水収益（きゅうすいしゅうえき）

水道料金として徴収される使用料収入のこと。

急速ろ過（きゅうそくろか）

原水に凝集剤を加えて濁りを沈殿させた後、その上澄み水を砂などのろ過材に高速で通過させて微細な懸濁物質を除去する浄水方法。濁度の高い原水に対応でき、大量の水を短時間で処理できるため、多くの浄水場で採用されている。

供給単価（きょうきゅうたんか）

有収水量１ｍ^{3}当たりについて、どれだけの収益を得ているかを表す指標。

繰越利益剰余金（くりこしりえきじょうよきん）

水道事業がこれまでの運営で生み出した利益のうち、積立金などに充てられず、翌年度以降に繰り越して内部に蓄えられた利益のこと。

経常損益（けいじょうそんえき）

水道事業が日常的・継続的に行う業務の中で発生する収益と費用の差額のことで、プラスであれば黒字、マイナスであれば赤字を表す。

経常収支比率（けいじょうしゅうしひりつ）

水道事業が日常的・継続的に行う業務の中で発生する費用がその収益によってどの程度賄われているかを示す指標で、100％未満であれば赤字が発生している状態を表す。

減価償却費（げんかしょうきゃくひ）

資産取得費用を、収益を生み出す期間に合わせて分割して計上する費用。資産の目減り分を費用として計上する。帳簿上の処理であり、実際の現金処理はない。

建設改良費（けんせつかいりょうひ）

資本的支出の構成要素の一つとして計上される費用で、建設改良に関する支出のこと。

公営企業（こうえいきぎょう）

水道・下水道・交通・病院など、地方公共団体が経営する企業のこと。独立採算制の企業会計方式で運営される。

更新基準年数（こうしんきじゅんねんすう）

施設・管路の材質や設置環境、劣化状況、重要度などに基づいて、実際に使用できる期間を予測し設定した年数のこと。

更新需要（こうしんじゅよう）

水道施設（浄水場・配水池・管路など）を法定耐用年数や更新基準年数に基づいて更新（再構築）する場合に、将来にわたって必要となる更新事業量や更新費用のこと。

国庫補助金（こっこほじょきん）

国が、水道施設の耐震化・老朽化対策・防災強化などの事業に対して交付する資金。費用の一部を補助することで、財政負担を軽減し、持続的な水道サービスの確保を支援する。

資金残高（しきんざんだか）

現金・預金など使用できる資金の残高をいい、年度末に事業が保有する資金量を表す。

事後保全（じごほぜん）

本市の場合、更新基準年数を1.5倍した年数を更新サイクルとする更新手法。

資産維持費（しさんいじひ）

給水サービス水準の維持向上および水道施設の実体的な維持のために、将来の更新・改良・再構築に充てる目的で事業内部に再投資されるべき費用。

資本的収支（しほんてきしゅうし）

主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出のこと。資本的収入には企業債、出資金、国庫補助金などを計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金などを計上する。

資本費平準化債（しほんひへいじゅんかさい）

水道施設の建設・改良等などで一時的に増加する元金償還金を長期的に平準化するために発行する企業債のこと。

諮問（しもん）

行政機関（市長・企業管理者等）が、特定の事項について審議会・委員会などの第三者機関に調査・意見を求める手続きのこと。

収益的収支（しゅうえきてきしゅうし）

水道事業が行う日々の営業活動に伴う収入とこれに対応する支出のこと。収益的収入には給水サービスの提供の対価である料金などの給水収益のほか、土地物件収益、預貯金の利息などを計上し、収益的支出には給水サービスに必要な人件費、物件費、支払利息などを計上する。

重要給水施設（じゅうようきゅうすいしせつ）

災害時の給水が特に必要な医療機関、避難所等の施設のことである。重要給水施設の種別は、医療機関、避難所、福祉施設および防災拠点等に大別される。

従量料金（じゅうりょうりょうきん）

基本料金（きほんりょうきん）参照。

受水（じゅすい）

水道事業者が水道用水供給事業から浄水（水道用水）の供給を受けること。

取水場（しゅすいじょう）

河川水や地下水などの原水を取り入れるための施設のこと。

償還額（しょうかんがく）

企業債償還金のこと。

償還期間（しょうかんきかん）

借り入れた企業債の元金を返済するために設定される期間のこと。

浄水場（じょうすいじょう）

浄水処理を行う施設のこと。浄水方法により異なるが、一般に浄水場内の施設として、着水井、凝集池、沈殿池、沪過池、薬品注入設備、消毒設備、浄水池、排水処理施設、管理室などがある。

除却費（じょきゃくひ）

当該固定資産に残っている未償却残高（減価償却されていない帳簿価額）を費用として計上するもの。

水道用水供給事業（すいどうようすいきょうきゅうじぎょう）

水道事業者が利用者に給水するための水道用水を、都道府県や企業団などがまとめて製造し、水道事業者へ卸売する事業のこと。

水道料金算定要領（すいどうりょうきんさんていようりょう）

日本水道協会が定めた、水道料金を算定する際の指針のこと。

生物活性炭処理（せいぶつかっせいたんしょり）

活性炭の吸着作用に加え、活性炭表面に付着・増殖した微生物による生物分解作用を組み合わせて、水中の有機物やアンモニア態窒素、かび臭などの臭気原因物質を除去する高度浄水処理のひとつ。

総括原価（そうかつげんか）

水道料金で確保すべき額のことで、人件費・薬品費・動力費・修繕費・受水費・減価償却費等の営業費用と、資本費用である支払利息・資産維持費の合計額から、控除項目である給水収益以外の営業収益を控除したもの。

損益勘定留保資金（そんえきかんじょうりゅうほしきん）

減価償却費や長期前受金戻入など、実際の現金処理が発生しない費用や収益によって、収益的収支の中で実際に手元に残る資金のこと。

耐震適合率（たいしんてきごうりつ）

耐震管ではないが布設された地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる管の割合。

他会計負担金（たかいけいふたんきん）

消火栓の維持管理費など、水道料金で負担するのが適当でない性質の費用について、一般会計等が水道事業へ財源として負担するお金のこと。

他会計補助金（たかいけいほじょきん）

他会計（一般会計等）から補助として受けるお金のこと。

長期前受金戻入（ちょうきまえうけきんれいにゅう）

水道施設などの資産取得に充てた補助金等のうち、減価償却が必要な資産に充当した部分を、減価償却費に応じて毎年度収益として計上するもの。帳簿上の処理であり、実際の現金処理はない。

逓増型（ていぞうがた）

使用水量が増えるほど水道料金（従量料金）の単価が段階的に高くなる料金体系のこと。

逓増度（ていぞうど）

使用水量が増えるにつれ、１ｍ^{3}あたりの単価が高くなる度合いで、最高単価と最小単価の比率で算出される。大口使用者にどれだけ多くの負担を求めているかを図る指標で、数値が高いほど大口使用者の負担に依存していることになる。

答申（とうしん）

審議会・委員会などの第三者機関が、行政機関（市長・企業管理者等）からの諮問に対して、その審議結果をまとめて意見・回答すること。

配水場（はいすいじょう）

水道水を適正な水圧で配水するための施設のこと。配水池、配水塔、高架タンク、配水管、ポンプなどで構成される。

有形固定資産減価償却率（ゆうけいこていしさんげんかしょうきゃくりつ）

資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、この比率が高いと資産の老朽化が進んでおり、更新・修繕の必要性が高いことを示す指標。

有収水量（ゆうしゅうすいりょう）

料金徴収の対象となった水量。

予防保全（よぼうほぜん）

漏水事故等の発生を許容しない（予防する）ために、更新基準年数を更新サイクルとする方法。

利益剰余金処分額（りえきじょうよきんしょぶんがく）

当年度に水道事業が生み出した利益のうち、累積欠損金の補填や、将来の施設更新・企業債償還などのために積立金へ充てる金額のこと。

流動比率（りゅうどうひりつ）

１年以内に支払う必要がある負債に対して、現金や預金など１年以内に現金化できる資産がどれだけあるかを示す指標。一般に100％以上であれば、健全な状態であると評価される。

流動比率（％）＝流動資産÷流動負債×100

流動資産（りゅうどうしさん）

現金・預金など、１年以内に現金化できる資産のこと。

流動負債（りゅうどうふさい）

未払金や一時借入金など、１年以内に支払わなければならない負債のこと。

料金回収率（りょうきんかいしゅうりつ）

給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標。

料金回収率（％）＝供給単価÷給水原価×100

累積欠損金（るいせきけっそんきん）

水道事業のこれまでの営業活動で生じた赤字のうち、繰越利益剰余金などでは補えずに積み残された損失の合計額。

累積欠損金比率（るいせきけっそんきんひりつ）

営業収益に対する累積欠損金の割合を示し、過年度から補填されずに残っている損失の大きさを評価する指標。一般に０％が望ましい。